



# 北海道内 地域脱炭素関連補助施策集

令和8年度  
〈第1版〉

令和8年3月

# はじめに

2020年10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。以来、日本国内では加速度的に脱炭素への機運が高まり、地方自治体や地域の民間事業者に寄せられる脱炭素の取組に関する社会的要請も高度化・複雑化しております。

本冊子は、地域脱炭素に取り組もうとする地方自治体、民間事業者の皆様に向けて、令和8年度の国や北海道の支援施策等を1冊にまとめたものです。ゼロカーボン北海道タスクフォース・地方支分部局レベル会合を構成する7つの地方支分部局に北海道を加え、各機関の支援施策等を掲載しております。なお、編集時期の都合上、一部の補助施策は令和7年度の補助施策を参考として掲載しております。

このような施策集は府省庁ごとに作成されることが一般的ですが、1冊にまとまっていないため類似した支援策の横の関連性を体系的に理解することが難しく、構成・デザインもバラバラであることから、読み手側にとって労力がかかるものとなっております。「ゼロ北ハンドブック」は、こうした課題の克服を目指した支援施策集です。

改善等の御提案がございましたら、本冊子の巻末に掲載の御連絡先まで、御意見いただければと思います。今後も改訂版を発刊していく予定ですので、その際の参考にさせていただきます。

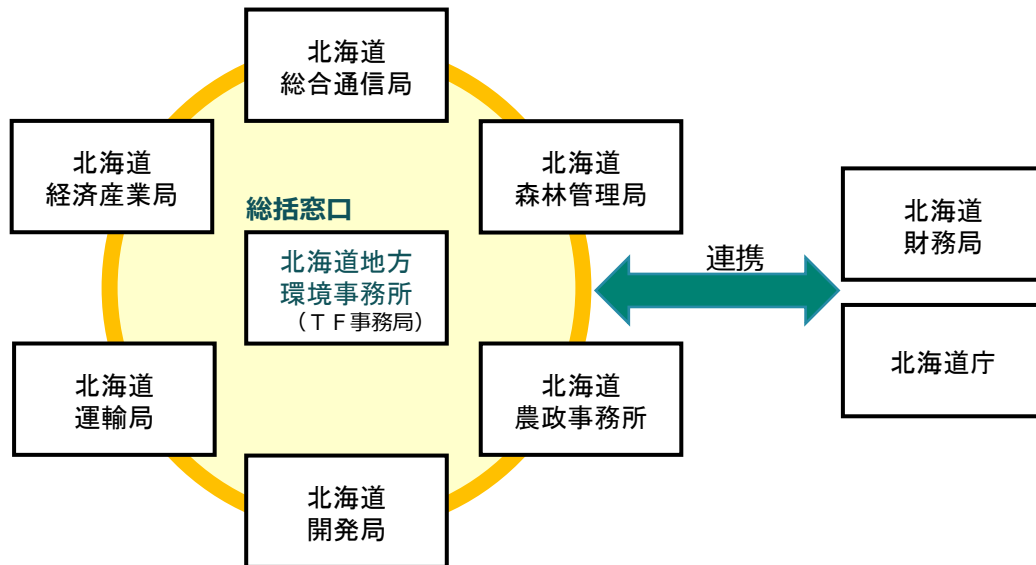
「地域活性化をカーボンニュートラルで」、この1冊が2050年カーボンニュートラルへ歩む皆様の一助となりましたら、嬉しく思います。

令和8年3月  
ゼロカーボン北海道タスクフォース  
地方支分部局レベル会合

## ● ゼロカーボン北海道タスクフォースとは...

今後全国で展開される地域脱炭素の取組の先導役となることが期待される北海道地域を支援する体制として令和3年8月4日に設置された各省庁の連携組織です。

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合は、省庁の出先機関である7つの「地方支分部局」（北海道総合通信局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道地方環境事務所）で構成され、オブザーバーとして北海道財務局、北海道が参画しています。



本タスクフォースの地方支分部局レベル会合は、北海道地域における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域を機動的に支援する役割を果たすことが求められています。「ゼロ北ハンドブック」も、こうした支援策の1つです。

## ● ゼロカーボン北海道とは...

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内においても激しい雨が降る頻度が増加するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

国内外では、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡をめざす「脱炭素化」の動きが加速しており、道としても、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明しました。

北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めます。

道民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動することにより、2050年までに、温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現します。

# 目次

※事業名をクリックすると該当ページへ遷移します

番号	事業名	番号	事業名
01	地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援	24	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による電力融通モデル創出事業
02	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援（R7補正事業）	25	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 離島の脱炭素化等推進事業
03	地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援	26	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち ストレージバリエーションの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
04	地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業のうち 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談	27	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業
05	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設 ・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等	28	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業
06	人材育成支援事業	29	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業
07	新エネルギーコーディネーター支援事業	30	太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業
08	地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	31	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業
09	新エネルギー設計支援事業	32	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 地域における脱炭素化先行モデル創出事業
10	新エネルギー設備導入支援事業	33	地熱発電の資源量調査・理解促進事業
11	省エネルギー導入促進支援事業（初期段階・計画段階支援）	34	地熱資源利用促進事業（地熱井等調査補助）
12	省エネルギー導入促進支援事業（導入段階支援）	35	地熱井掘削支援事業
13	ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（計画策定）	36	地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業
14	ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（導入支援）	37	温泉熱有効活用に向けたコンサルジュ事業
15	ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業	38	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
16	ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業	39	洋上風力発電関連産業人材確保支援事業補助金
17	GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業	40	水力エネルギー導入促進事業のうち 事業性評価支援事業
18	地域づくり総合交付金（産業振興事業）	41	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 水インフラにおける脱炭素化推進事業
19	ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	42	地域新エネルギー導入アドバイザー制度
20	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金	43	北海道企業局ダム周辺地域活動支援事業
21	脱炭素化推進事業債(地方債)	44	下水道脱炭素化推進事業（下水道事業費補助）
22	公営企業債（脱炭素化推進事業）	45	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業
23	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	46	産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業

# 目次

※事業名をクリックすると該当ページへ遷移します

番号	事業名	番号	事業名
47	DOゼロカーボン建築サポートセンター	70	物流脱炭素化促進事業
48	住まいのゼロカーボン化推進事業	71	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業
49	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業のうち 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	72	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業
50	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	73	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 農業機械の電動化促進事業
51	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業	74	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 空港における脱炭素化促進事業
52	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち サステナブル倉庫モデル促進事業	75	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 港湾における脱炭素化促進事業
53	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	76	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 海事分野における脱炭素化促進事業
54	住宅の脱炭素化促進事業のうち 戸建住宅・集合住宅のZEH化、省CO <sub>2</sub> 化促進事業	77	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち フォークリフトの燃料電池化促進事業
55	住宅の脱炭素化促進事業のうち 既存住宅の断熱リフォーム支援事業	78	交通混雑緩和が期待される道路整備（社会資本整備総合交付金）
56	高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	79	自転車通行空間整備（防災・安全交付金）
57	既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業	80	天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
58	住宅・建築物省エネ改修推進事業	81	再生可能エネルギー導入拡大に向けた 系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業
59	環境・ストック活用推進事業のうち サステナブル建築物等先導事業（LCCO <sub>2</sub> 評価先導型）	82	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業のうち 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業
60	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち 優良木造建築物等整備推進事業	83	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム構築
61	みらいエコ住宅2026事業（Me住宅2026）	84	農業農村整備事業
62	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充電設備等導入促進補助金	85	農山漁村地域整備交付金
63	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	86	環境保全型農業直接支払交付金
64	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	87	多面的機能支払交付金
65	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち 交通システムの省CO <sub>2</sub> 化に向けた設備整備事業	88	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち 有機飼料の生産支援
66	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち グリーンスローモビリティの導入促進事業	89	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
67	共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）	90	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな生産体系加速化事業
68	MaaSの実装に向けた基盤整備事業	91	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 環境負荷低減活動定着サポート
69	モーダルシフト等推進事業	92	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業

# 目次

※事業名をクリックすると該当ページへ遷移します

番号	事業名	番号	事業名
93	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 省エネルギー型ハウス転換事業	116	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち プラスチック等資源循環システム構築実証事業
94	強い農業づくり総合支援交付金	117	リサイクル技術研究開発補助金
95	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策、生産基盤強化対策	118	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業
96	国内肥料資源利用拡大対策事業	119	リサイクル産業創出事業費補助金
97	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	120	北海道リサイクル製品認定支援事業費補助事業
98	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	121	先進的な資源循環投資促進事業のうち 革新的GX製品向け高品質再製品供給事業
99	農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり	122	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）
100	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	123	データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた 環境配慮技術の開発・実証事業
101	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 先進的有機農業拡大促進事業	124	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業
102	森林整備事業＜公共＞	125	データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業
103	林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞	126	ゼロエミッション船等の建造促進事業
104	豊かな森づくり推進事業	127	ゼロエミッション船等の導入支援事業
105	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	128	水産基盤整備事業
106	エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業	129	地域共生型潮流発電事業モデル構築事業
107	地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業	130	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業
108	省エネ・非化石転換補助金	131	環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業）補助金
109	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	132	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
110	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業のうち 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業	133	中小企業競争力強化促進事業
111	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業のうち PCBを含有した変圧器等の効率化によるCO2削減推進事業	134	CCUS社会実装・基盤構築事業
112	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	135	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
113	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための 高度化設備導入等促進事業	136	地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築事業
114	先進的な資源循環投資促進事業のうち CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業	137	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業
115	循環資源利用促進設備整備費補助金	138	中小企業総合振興資金

# 目次

※事業名をクリックすると該当ページへ遷移します

番号	事業名	番号	事業名
139	脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）	153	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
140	カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業	154	メゾン支援事業
141	グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業	155	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち資源循環分野の脱炭素化促進事業
142	北海道GX推進税制	156	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうちシナジー型JCM創出事業
143	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	157	高度無線環境整備推進事業
144	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業		
145	道内炭層エネルギー等利活用促進事業費		
146	都市再生整備計画事業		
147	都市・地域交通戦略推進事業		
148	都市公園・緑地等事業（社会資本整備総合交付金）		
149	都市構造再編集集中支援事業		
150	まちなかウォークアブル推進事業		
151	国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)		
152	国土交通省スマートシティ実装化支援事業		

巻末 ゼロカーボン北海道の取組

ページ

94

ゼロ北テラス

97

ゼロ北メーリス

98

御意見・お問合せ先

98

# 検 索

1	脱炭素に関する計画を策定したい！	
1 - 1	地域の脱炭素に関する計画	001 004 006
1 - 2	ゾーニング支援	002 003
1 - 3	再エネ・省エネ導入	007 024
2	脱炭素に関する調査・検討をしたい！	
2 - 1	再エネ・省エネ導入に関する調査・設計	008 009 011 015 018 033 034 040 083
2 - 2	マイクログリッド構築の調査	013
2 - 3	エネルギー利用の最適化の診断	106 107
3	再エネ・省エネ等の設備を導入・検討したい！ ※ 住宅・ビルへの設備導入については5もご覧ください！	
3 - 1	再エネ電気・熱全般	005 010 015 016 017 018 021 022 031 070
3 - 2	太陽光（熱も含む）	019 024 026 027 028 029 030 048
3 - 3	風力	038 039
3 - 4	バイオマス（熱も含む）	032 098 105
3 - 5	地熱・地中熱・温泉熱等の熱利用	013 014 031 032 033 034 035 036 037



# 検 索

3

再エネ・省エネ等の設備を導入・検討したい！

※ 住宅・ビルへの設備導入については5もご覧ください！

3 - 6 水力・小水力

040 042 084 085

3 - 7 天然ガス・燃料転換・コージェネレーション

005 080

3 - 8 水素

045 046 081

3 - 9 蓄電池・EMS・送電線

005 016 024 026 030  
048 070 081

3 - 10 充放電設備

016 062 070

3 - 11 省エネ設備

005 010 011 012 021  
022 023 053 082 108  
122

3 - 12 マイクログリッド導入

014

3 - 13 デマンドレスポンス対応

081

4

まちづくりで脱炭素を実現したい！

4 - 1 脱炭素やレジリエンスにつながるまちづくり

005 146 147 149 150

4 - 2 緑地の整備

148 153

4 - 3 エネルギー面的ネットワークの整備

141 151

4 - 4 スマートシティの実装

152

4 - 5 離島の脱炭素

025 038

# 検 索

5	建物を脱炭素化したい！	
5 - 1	建物の省エネ改修、省CO2機器の導入	021 022 048 049 053 055 056 057 058 061
5 - 2	建築に関する人材支援	047
5 - 3	ZEB・ZEH化	021 022 050 051 054
5 - 4	サステナブルな建築プロジェクトの支援	059
5 - 5	木造建築の整備	060

6	交通・物流を脱炭素化したい！	
6 - 1	車両の脱炭素化	016 021 022 063 064 070 074 077
6 - 2	水素ステーションの整備	062
6 - 3	公共交通機関の脱炭素化	065 066
6 - 4	交通・道路整備による脱炭素化	078 079
6 - 5	AI・デジタル・MaaS	067 068
6 - 6	物流システムの脱炭素化	052 069 070
6 - 7	港湾・船舶・海事の脱炭素化	075 076 077 126 127
6 - 8	運輸の脱炭素化	071 072

# 検 索

7	農林水産業を脱炭素化したい！	
7-1	農業・酪農・園芸の環境負荷軽減	086 087 090 091 092 093 100
7-2	脱炭素に資する施設や設備の導入	073 083 094 095 097 099
7-3	堆肥活用、有機農業、バイオマス	088 089 090 092 096 098 101
7-4	林業の脱炭素化	102 103 105

8	観光を脱炭素化したい！	143
---	-------------	-----

9	施設ごとに脱炭素化を検討したい！	
9-1	公共施設、公営住宅	005 021 022
9-2	事業所・工場	106 107 108 122
9-3	廃棄物処理、リサイクル施設	109 ~ 121
9-4	データセンター	123 124 125
9-5	上下水道・ダム	041 043 044
9-6	空港・港湾	074 075 128

# 検 索

1 0	吸収源対策を実施したい！	
1 0 - 1	森林、緑地	104
1 0 - 2	ブルーカーボン	128
1 1	実証・開発・研究をしたい！	129 ~ 135
1 2	人材育成・人材支援	004 006 036 039 042 133
1 3	金融で脱炭素を進めたい！	136 137 138 140 141 154
1 4	普及啓発をしたい！	144
1 5	その他	125 139 142 145 155 156 157

カテゴリ別補助金ページ			
再エネ全般	P13	~	P26
太陽光	P26	~	P28
熱全般	P29	~	P32
風力	P32	~	P33
水力・水インフラ	P33	~	P35
水素	P36	~	P36
建物（ZEB・省エネ化等）	P37	~	P44
車両・物流・交通インフラ	P44	~	P53
その他（天然ガス・省エネ設備等）	P53	~	P54
農林業	P55	~	P66
工場・廃棄物・資源循環	P67	~	P75
データセンター	P76	~	P77
海事・水産	P77	~	P78
開発・実証	P79	~	P82
金融・融資・税制	P83	~	P86
普及・啓発	P86	~	P87
都市整備・その他	P88	~	P93

# 施策紹介

## 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

001

### 事業内容

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等の再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### 補助対象物

公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定

### 補助率

1/2（上限：1,000万円）  
※対象施設により上限1,500万円

### 補助対象者

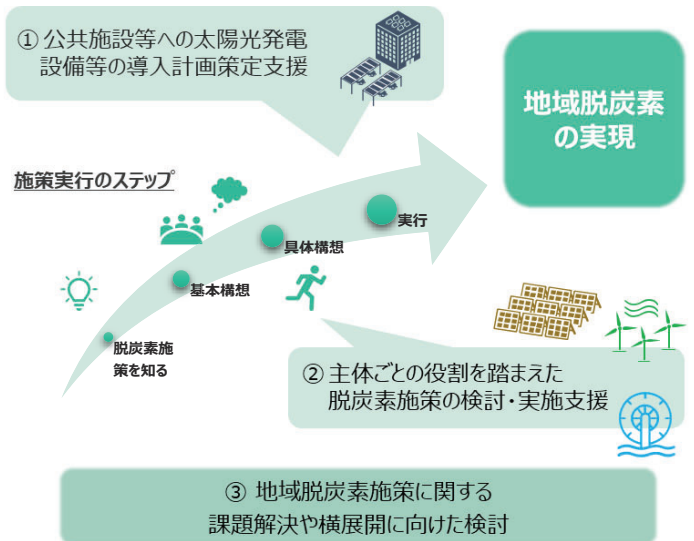
民間事業者・団体（地方公共団体との共同実施に限る）

### 特筆すべき要件

10以上の公共施設の導入調査を実施すること  
※共同の地方公共団体が複数の場合、  
1つの地方公共団体域内で10以上の施設の導入調査を行う必要はない

### 問い合わせ先

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援（R7補正事業）

002

### 事業内容

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

### 補助対象物

再生可能エネルギー（風力・太陽光等）の円滑な導入のため、促進エリアのゾーニング（エリア設定）、合意形成

補助率 3/4（上限2,500万円）

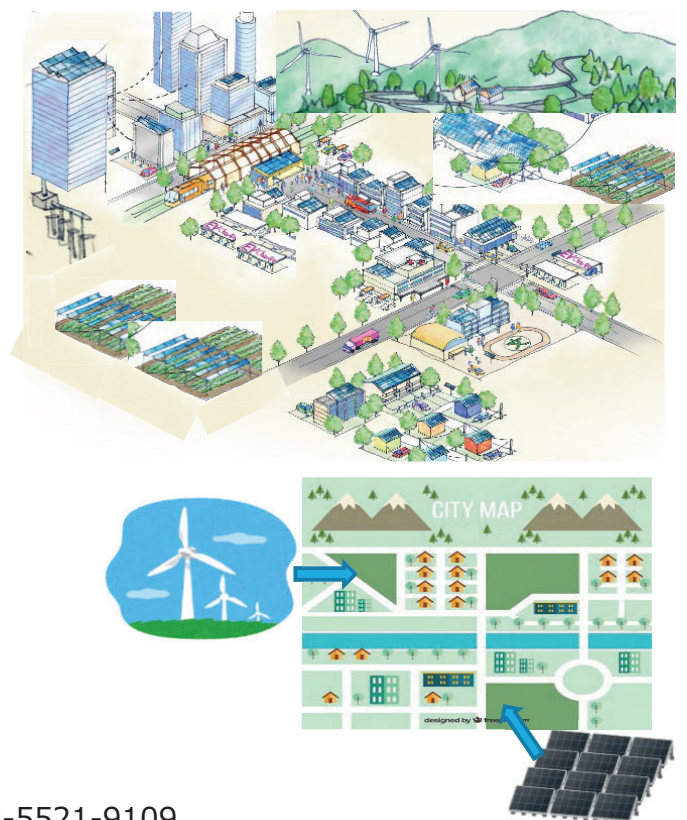
補助対象者 地方公共団体

### 特筆すべき要件等

- ・取りまとめられた報告書は事業完了から3か月以内に公表すること
- ・事業完了後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映させること
- ・検討結果を地球温暖化対策法に基づく都道府県基準や促進区域等に反映されること

### 問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

**補助対象物**

風力発電に係る促進区域等に向けたゾーニング等に対する支援

**補助率**

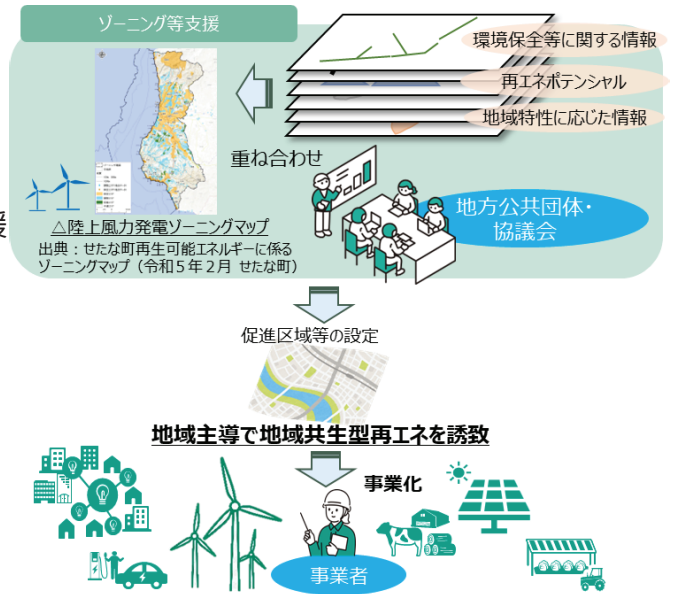
3/4（上限額：2,500万円）

**補助対象者**

地方公共団体

**問い合わせ先**

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

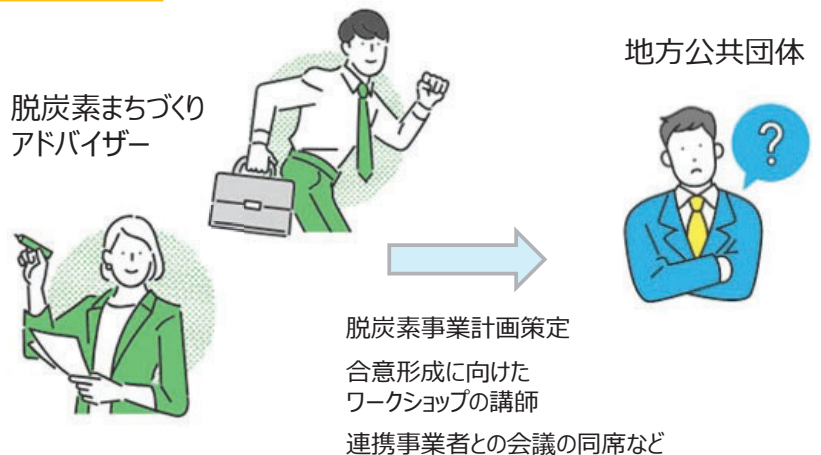
地方公共団体が主導する地域脱炭素への取り組み推進のため、専門的な知識・経験を持つ民間事業者や地方公共団体職員等を「脱炭素まちづくりアドバイザー」として登録し、アドバイザーの派遣を希望する地方公共団体を支援する。

**派遣方式**

- ①スポット型  
 現地訪問による指導助言  
 オンラインミーティングによる指導・助言
- ②伴走型  
 現地訪問×2回程度による指導・助言  
 オンラインミーティングによる指導・助言

※派遣に係る旅費や宿泊費等について、地方公共団体の費用負担はありません

**派遣イメージ**



**支援対象者**

地方公共団体

**問い合わせ先**

環境省 大臣官房地域政策課 03-5521-8328  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

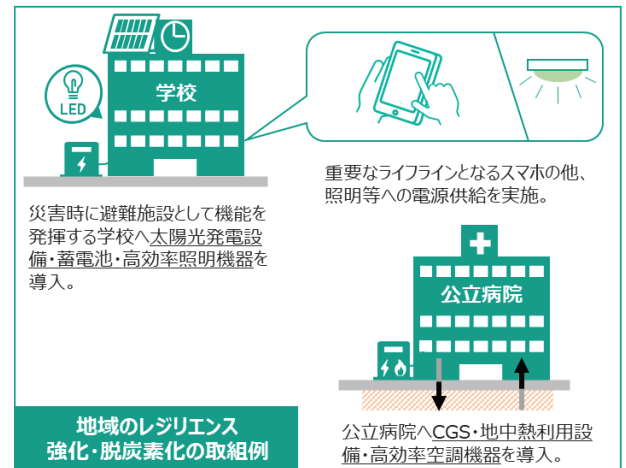
アドバイザー一覧 <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/platform/?tab=03>

事業内容

公共施設等※への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とし、災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備の公共施設への導入を最大2ヶ年支援する

※地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等  
または業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入  
・再エネ設備  
・蓄電池  
・CGS  
・省CO2設備  
・熱利用設備 等



補助対象物

再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーション、蓄電池、省CO2型設備等の導入及び、導入に係る計画・設計

補助率

都道府県・指定都市：1/3  
市区町村：1/2（太陽光・コジェネ）  
市区町村：2/3（太陽光設備以外の再生エネ設備、未利用熱活用設備又は離島への導入）

補助対象者

地方公共団体（PPA等で地方公共団体と共同申請する場合に限り民間事業者・団体等も対象）

特筆すべき要件等

導入施設が、地域防災計画で避難施設や防災施設、業務継続計画で業務継続施設として位置付けられていること  
都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る

問い合わせ先

環境省 大臣官房 地域脱炭素審議官グループ地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233  
環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室（浄化槽のみ） 03-5501-3155  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

人材育成支援事業

事業内容

- ①市町村の進捗状況に合わせた研修等による支援  
区域施策編策定に向けた研修や庁内勉強会等の実施により、地域脱炭素を構築するための具体的な手法、実効性の高い施策検討を目指す
- ②ゼロカーボン塾（地域脱炭素専門人材育成支援事業）  
地域脱炭素に関する「総論を学ぶ勉強会」、「テーマ別勉強会」、「先進地視察」などの研修を実施。市町村職員が脱炭素事業を推進するために必要な政策形成力や地域協働力の育成を図るとともに、市町村間でのノウハウの共有や相互支援につながるネットワークの形成を図る。

補助対象者

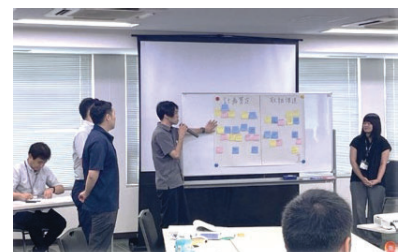
①②共に、市町村職員

特筆すべき要件等

①②共に、まちづくり全般に関わる事業のため、ゼロカーボン担当職員のみならず、企画分野、商工分野など幅広い職員の参加を推奨

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
地域脱炭素係 011-204-5190



【区域施策編研修】



【ゼロカーボン塾（先進地視察）】

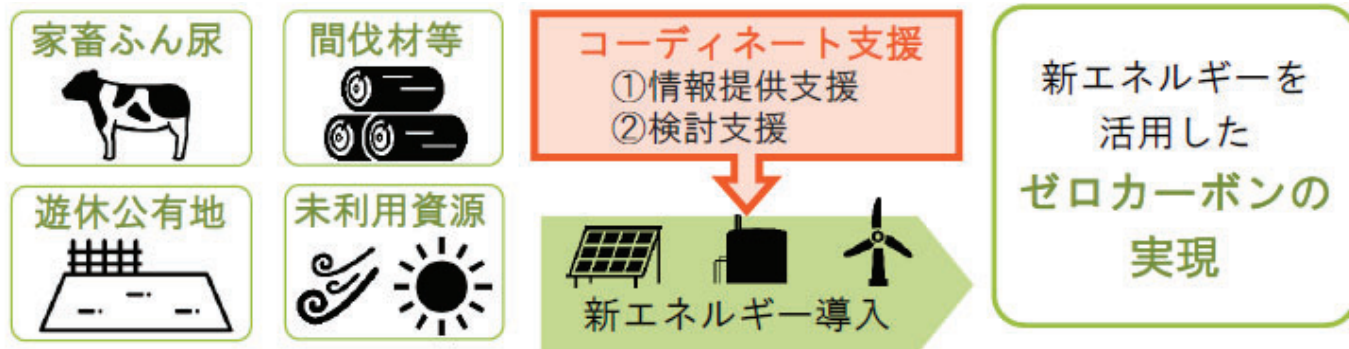


## 事業内容

地域が主体となって行う新エネルギー導入等に対して、コーディネーターによる事業計画の策定や設備導入に向けた事業化の検討などを支援する。

## 特筆すべき要件等

市町村の意向を確認調査した上で、支援を実施。



## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

## 事業内容

市町村等が取り組む、新エネルギービジョン等に基づく新エネルギー設備の導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等を支援する。

## 補助対象物

新エネルギー設備導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等

## 補助率

1/2以内（上限300万円） ※ 委託費の場合1/3以内

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

## 事業内容

脱炭素化に向けて、新エネルギー導入を進める市町村等の取組を加速化するため、新エネルギー設備の導入に向けた設計や、それに合わせて行う新エネ設備の導入効果を増大させる省エネ設備導入に向けた設計に対し支援する。

## 補助対象物

新エネ設備の導入を前提とした設計又は設計に要する調査事業  
新エネ設備の導入に合わせて行う新エネ設備導入の効果を増大させる省エネ設備導入に向けた設計  
又は設計に要する調査事業

## 補助率

1/2以内（上限500万円）

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

## 特筆すべき要件等

省エネルギー設備の導入にあたっては、既存設備を含めたエネルギー消費量について、設備導入前と比較して年率10%以上の削減が見込まれる設計等であること

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

# 新エネルギー設備導入支援事業

## 事業内容

脱炭素化に向けて、地域経済の活性化や地域振興などへの波及効果の高い新エネ利用に関する設備導入や、合わせて行う新エネ設備導入の効果を増大させる省エネ設備の導入を支援する。

## 補助対象物

地域経済の活性化等への波及効果の高い新エネルギー設備導入や、あわせて行う新エネルギー設備導入の効果を増大させる省エネルギー設備導入

## 補助率

1/2以内（上限5,000万円）

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム  
民間企業単独又は複数企業によるコンソーシアム（※公共性の高い取組に限定。）

## 特筆すべき要件等

モデル事業の成果を活用した取組については、事業期間は最長2か年度（補助額は最大2か年1億円）  
省エネの導入を伴う場合は、新エネ導入経費を下回ること

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）外観



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）内部

## 省エネルギー導入促進支援事業（初期段階・計画段階支援）

エネルギーコスト削減から脱炭素へ!!

011

### 事業内容

事業者等における省エネルギーの取組を進めるための勉強会や情報共有、関係者間の合意形成などの初期段階や、導入計画策定の取組を支援する。

### 補助対象事業

高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業。

### 補助率

1/2（上限1,000千円）

### 補助対象者

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② 複数の①に掲げる者による共同体（コンソーシアム）

### 特筆すべき要件等

設備導入前と比較して、年率20%以上のエネルギー削減効果が見込まれる事業であること。

### 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

### 事業例

- ・省エネルギー導入計画策定
- ・省エネルギー設備の試作、実証、調査及び検証 など



## 省エネルギー導入促進支援事業（導入段階支援）

エネルギーコスト削減から脱炭素へ!!

012

### 事業内容

高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入等に対して支援する。  
リースの利用も対象！

### 補助対象事業

補助対象者が街区等の道内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業、又は、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業

※新設及び増設は対象外

【対象設備の例】

種別	内容
空調・換気設備	高効率空調機器、全熱交換換気設備、高効率温水器など
ボイラー、給湯設備	高効率給湯器・ボイラー、コージェネレーションシステムなど
照明設備	インバータ照明、照度・人感センサー、LED照明など
電源	高効率トランス、高効率電源システムなど
デマンド管理	エネルギーマネジメントシステム
生産設備	工作機、プレス機、印刷機など

### 補助率

- ・単独申請  
1/2（上限5,000千円）
- ・コンソーシアム  
1/2（上限10,000千円）

### 補助対象者

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② ①と共同で事業を実施するリース事業者
- ③ 複数の①に掲げる者による共同体（コンソーシアム）  
なお、コンソーシアムには②のリース事業者を含めることも可。

### 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新エネルギー係 011-204-5319



## 事業内容

### ①地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再生エネルギーを組み合わせて有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギーシステムの導入を支援する。

### ②熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギープラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱利用を支援する。

## 補助対象物

地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する可能性調査、検討会開催等

## 補助率

1/2以内（上限500万円）

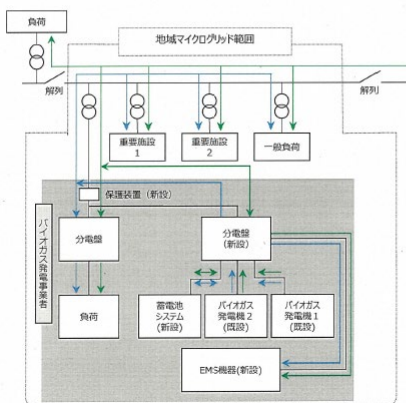
## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

### ■ 地域マイクログリッドで構築するシステム詳細

#### 【要旨】

- ▶ 非常時の電源供給に既設のバイオガスプラントのバイオガス発電機（平常時は全量売電）を活用する
- ▶ 非常時の需要変動対応、既設バイオガス発電機のブラックスタートのために、蓄電池システムを新規導入する
- ▶ 非常時のマイクログリッドの需給調整、平常時の蓄電池の経済運用のためにEMSを新規導入する
- ▶ 非常時の系統保護のために、保護装置を新規導入する



・マイクログリッドを構成する設備の概要

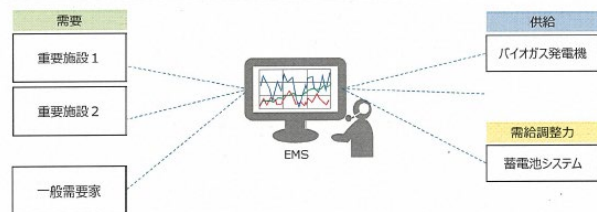
設備名	新設 既設	仕様等
バイオガス発電機	既設	300kW又は450kW 全量FIT売電
蓄電池システム	新設	500kW 1,000kWh~2,000kWh
EMS機器	新設	需給調整
保護装置	新設	非常時の系統保護用

緑字： 平常時の電力の流れ  
青字： 非常時の電力の流れ

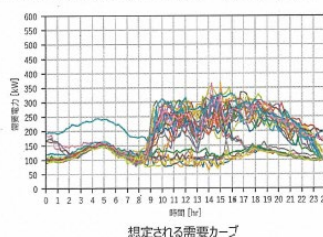
### ■ 地域マイクログリッドのエネルギー調整管理詳細

#### 【要旨】

- ▶ バイオガス発電機をベースロード電源として使用する
- ▶ 蓄電池システムにより発電機出力と需要との差を補償する
- ▶ EMSによりバイオガス発電機と蓄電池システムの制御を行う



### ■ 平常時における需給調整シミュレーション（イメージ）



必要な蓄電池システムの出力、容量をシミュレーションにより算出し、妥当性を検証する。不足する場合は、供給エリアの変更等で調整を行う。

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新エネルギー係 011-204-5319

## 事業内容

### ① 地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再生電源を組み合わせ有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギーシステムの導入を支援する。

### ② 熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギープラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱利用を支援する。

**補助対象物** 地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する新エネルギー発電設備の導入等

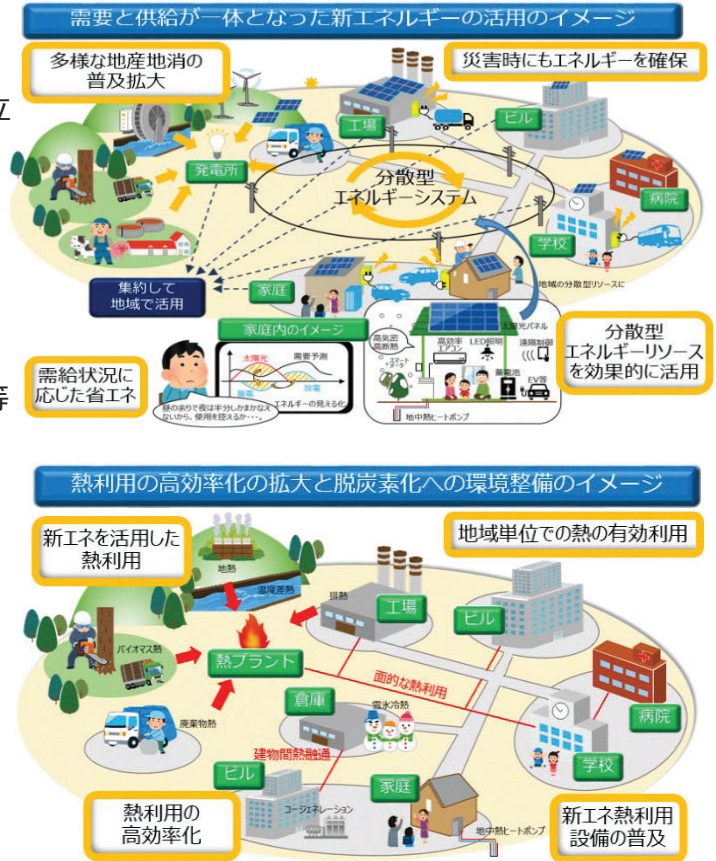
**補助率** 1/2以内（補助額は最大2か年1.5億円）

**補助対象者** 地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

**特筆すべき要件等** 事業期間：最長2か年度

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319



## 事業内容

地域のエネルギー資源を、低コストで使いやすい形態に変換する新技術など新エネルギーの先進的技術等の導入を支援する。

## 補助対象物

実用化目前の新エネルギーに係る先端技術を北海道の地域特性にあわせ最適化して実装する取組に要する設計や設備導入等

## 補助率

2/3以内（補助額は最大3か年2億円）

## 補助対象者

地方公共団体と企業、大学等とのコンソーシアム

## 特筆すべき要件等

事業期間：複数年度とし、最長3か年度

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

### 想定される先端技術の研究開発事例

そば殻を原料とした低コスト  
バイオコクス開発及び製造



## 事業内容

市町村と企業等が連携し、それぞれ保有する施設等において、新エネルギーと電気自動車や蓄電池、充放電設備等を導入し、施設の消費電力のピークカットなどのエネルギーマネジメントや、非常時には地域の一時避難施設として電気自動車からの電力供給を行うなどのレジリエンス対応等の取組に対し支援する。

## 補助対象物

新エネルギー発電設備と電気自動車や蓄電池等を組み合わせて自立分散型エネルギーシステムを構築する取組に要する設計や設備導入等

## 補助率

1/2以内（上限5,000万円）

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

## 特筆すべき要件等

地方公共団体単独の事業であっても、地域の企業等と連携して行う事業であること

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319



## 事業内容

脱炭素電源の立地地域への産業集積を進め、地域裨益を高めることにより、脱炭素電源の供給増につなげていくため、GX戦略地域（データセンター集積型・脱炭素電源活用型（GX産業団地））における、脱炭素電源・基盤インフラ設備等の導入を支援。

## 交付対象物

GX戦略地域に係る脱炭素電源・基盤インフラ設備等の整備

## 交付要件

GX戦略地域に選定されていること等

## 交付率

2/3等（補助対象ごとに定率・定額）

## 事業期間

概ね5年程度

## 事業形態

交付金

## 交付対象者

地方公共団体

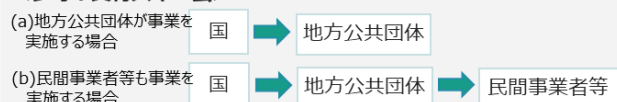
## 問い合わせ先

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成



### <参考：交付スキーム>



## 事業内容

市町村等が行う省エネルギー及び新エネルギーの導入を促進する事業や新エネルギー等開発利用施設整備事業に対し支援する。

## 交付対象事業

- ①ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業
  - ◆北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスが対象
  - ◆対象範囲は原則として、公共用施設に導入する開発利用施設の整備事業
- ②ソフト系事業～省エネルギー・新エネルギー促進事業
  - ◆北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省エネルギー」及び第2号で定める「新エネルギー」の導入を促進する事業

## 交付率等

交付率：1/2以内

上限額・下限額

ハード事業 上限額：単一市町村1億円、一部事務組合・広域連合2億円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合500万円

ソフト事業 上限額：単一市町村500万円、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等1,000万円  
団体（非営利）300万円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等50万円  
団体（非営利）10万円

## 交付対象者

ハード：市町村、一部事務組合及び広域連合

ソフト：市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等、団体（非営利）

参考URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

## 問い合わせ先

北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課 011-206-6404

※現時点で令和8年度事業が未定のため、上記は、令和7年度公募内容をもとに記載しています。

## 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等）への導入を支援する。

## 補助対象物

### ①事前調査・導入計画策定

導入に向けた事前調査や事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定支援

### ②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建築屋根・窓等・インフラ空間における建築家屋等への場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たす
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高い
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

## 補助率

計画策定：定額、設備導入：2/3、3/4

## 補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体

## 問い合わせ先

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233

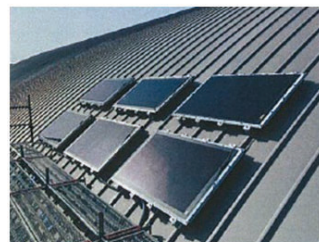
地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 03-3501-4031

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシールドター

出典：積水化学工業株式会社

事業内容

※令和8年度の新規募集はありません。

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
  - ②重点対策加速化事業への支援
  - ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援
- ※R8年度の新規募集はありません

補助対象物

再エネ設備（電気・熱）、蓄電池、自営線、熱導管、ZEB、ZEH、水素、断熱改修、省CO2設備、EV等

補助率

設備対象により 2/3～1/2、一部定額補助

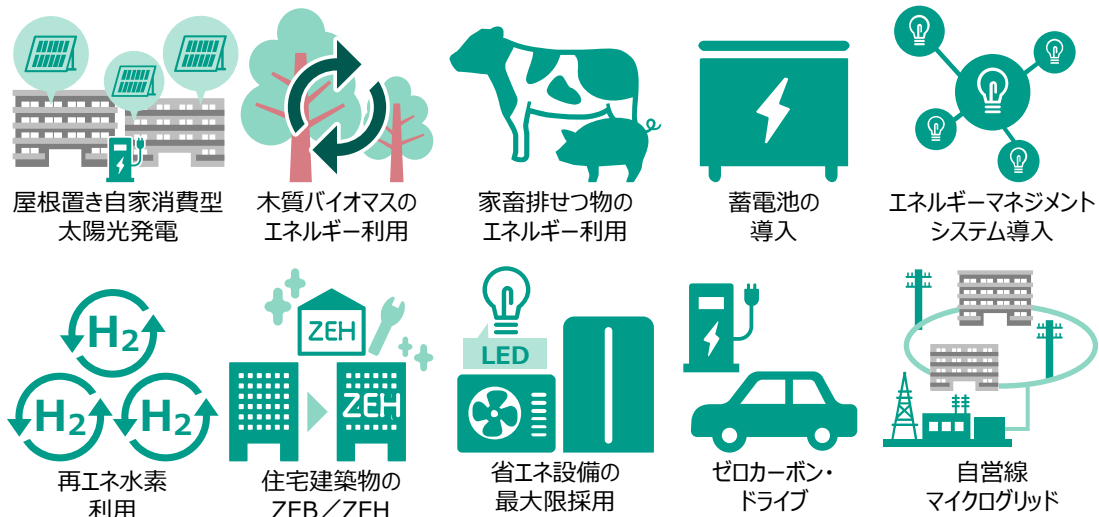
補助対象者

地方公共団体（民間事業者においては、地方公共協団体からの間接交付が可能。）

特筆すべき要件等

- ・FIT/FIPを用いないこと
- ・自己託送を用いないこと
- ・オフサイトPPAを用いる場合には、導入規模が一定以下であること 等

<p>①脱炭素先行地域づくり事業</p>	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。</p> <p>対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。</p> <p>交付率：原則2/3 事業期間：概ね5年程度</p>
<p>②重点対策加速化事業</p>	<p>交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。</p> <p>対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。</p> <p>交付率：2/3～1/3、定額 事業期間：概ね5年程度</p>
<p>③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）</p>	<p>交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。</p> <p>対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> <p>交付率：原則2/3 事業期間：概ね5年程度</p>



屋根置き自家消費型太陽光発電

木質バイオマスのエネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用

蓄電池の導入

エネルギー管理システム導入

再エネ水素利用

住宅建築物のZEB/ZEH

省エネ設備の最大限採用

ゼロカーボン・ドライブ

自営線マイクログリッド

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方財政措置を講じる

## 対象事業

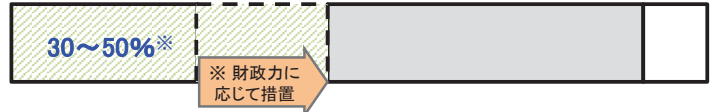
<b>(1) 地方単独事業として実施するもの</b>	
①	再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など) ※売電を主たる目的とする場合には、 地域内での消費を主たる目的とするものであること
②	公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等
③	公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等 (空調調和設備、照明設備、給湯設備 など)
④	公共施設等のLED照明導入のための改修事業
⑤	公用車の 電動車の導入及び充電設備の整備 (EV・FCV・PHEV・HV及び主として公用車に充電を行うもの)
<b>(2) 国庫補助事業として実施するもの</b>	
ペロブスカイト太陽電池の導入	

## 地方財政措置

(1)①及び②の事業 ※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



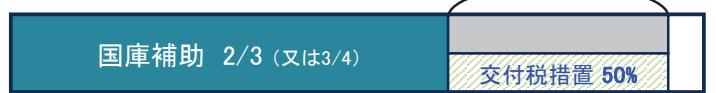
(1)③及び④の事業 ※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1)⑤の事業



(2)の事業



## 事業内容

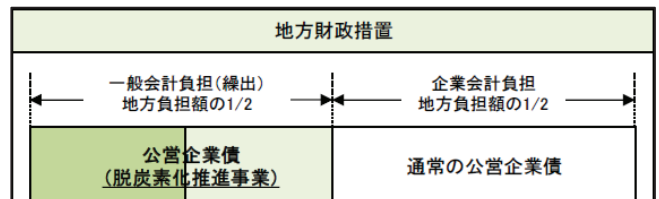
GX実現に向けた基本方針において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、地方財政措置を講じる

## 対象事業

地方公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

①	太陽光発電設備等の導入※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> 売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外
②	ZEB基準相当に適合させるための改修等
③	省エネルギー基準に適合させるための改修
④	空調機器等※ <sup>2</sup> の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※ <sup>2</sup> 空調・換気・給湯・コージェネ
⑤	③以外の設備の省エネルギー改修※ <sup>3</sup> （高効率ポンプなど） ※ <sup>3</sup> 改修前と比較し、15%以上CO2削減ができるもの
⑥	LED照明の導入のための改修
⑦	公用車の電動車※ <sup>4</sup> 導入・充放電設備の整備 ※ <sup>4</sup> EV・FCV・PHEV・HV及び主として公用車に充電を行うもの
その他	小水力発電（水道事業等） 設備の省エネルギー改修（国庫補助事業）等（下水道事業） 電動バス（EV・FCV・PHEV）等の導入（交通事業）

## 地方財政措置



元利償還金の30~50%を普通交付税措置

※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置  
(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

対象事業	交付税措置率
①・②	50%
③・⑤・⑥	財政力に応じて 30~50%
④・⑦	30%

## 事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を支援する。

## 補助対象物

現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入

## 補助率

中小企業：1/2  
 大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）  
 補助上限額：15億円（1事業者につき）

## 補助対象者

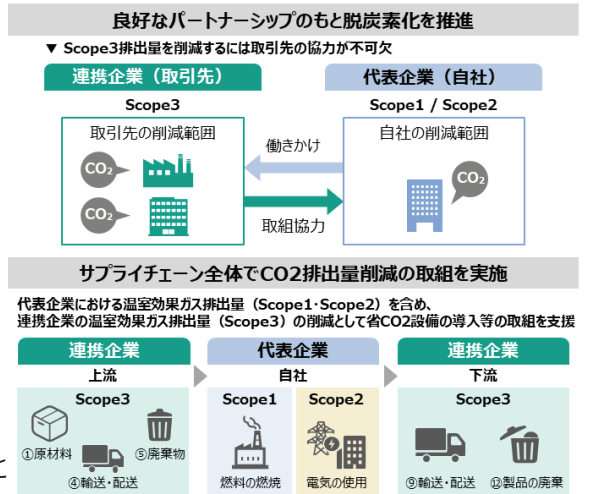
民間事業者・団体等

## 特筆すべき要件等

- ・代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- ・代表企業は、2者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
- ・代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による電力融通モデル創出事業

## 事業内容

民間企業等が、TPOモデル※を活用して、複数の建物間・地域内で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

※TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで再エネ発電電力の供給を受けられることができる手法

## 補助対象物

計画策定、設備等導入

## 補助率

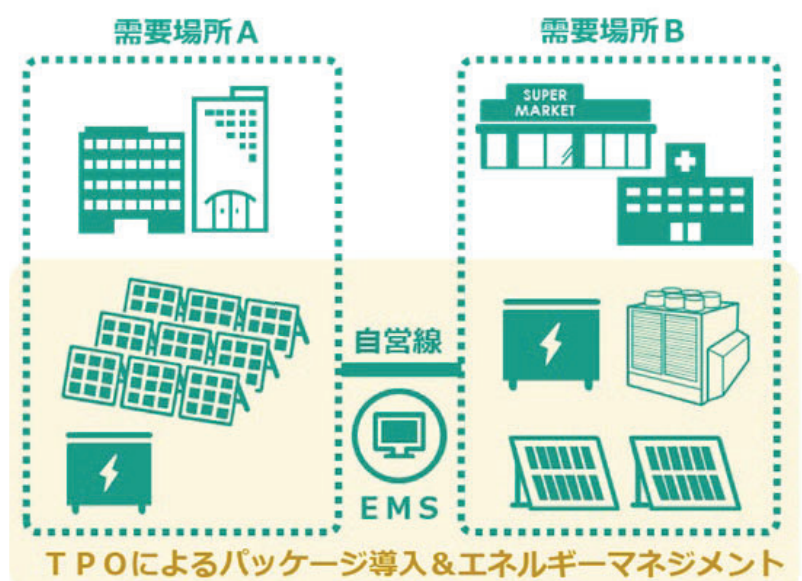
計画策定：3/4（上限1,000万円）  
 設備導入：1/2、2/3※（上限3億円/年）  
 ※地方公共団体と災害時における拠点の利用に関する防災協定を締結している場合のみ

## 補助対象者

民間事業者・団体等

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 離島の脱炭素化推進事業

025

### 事業内容

離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

### 補助対象物

計画策定、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等

### 補助率

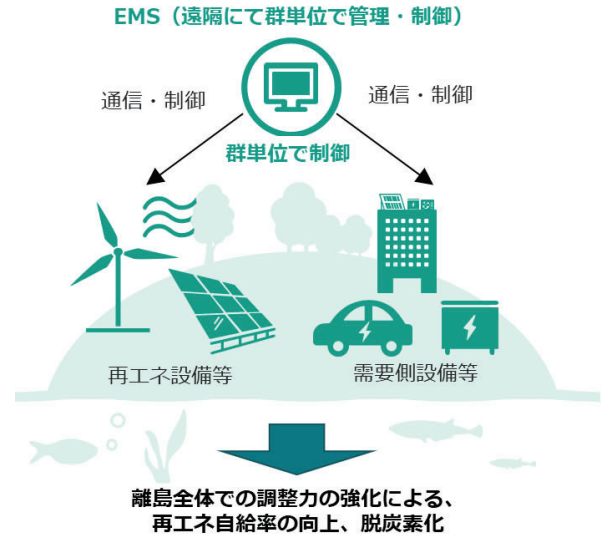
計画策定：3/4（上限1,000万円）  
設備等導入：2/3

### 補助対象者

民間事業者・団体等

### 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

026

### 事業内容

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

### 補助対象物

太陽光発電設備、蓄電池  
※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須  
※太陽光の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

### 補助率

太陽光発電設備：定額：4～5万円/kW  
蓄電池：補助対象経費の1/3

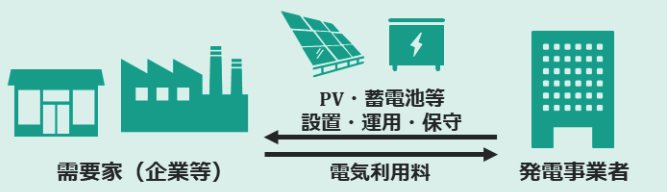
### 補助対象者

民間事業者・団体等

### 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### 太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

\* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること  
\* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

**事業内容**

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入を支援する。

**※コスト要件**

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

**補助対象物**

太陽光発電設備

**補助率**

設備導入：1/2

**補助対象者**

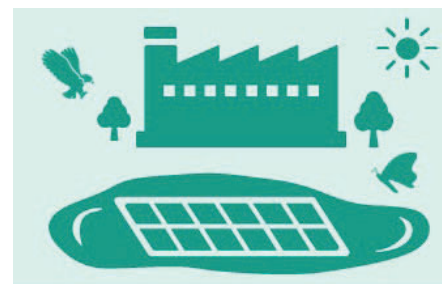
民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

**事業内容**

駐車場を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

**補助対象物**

太陽光発電設備

**補助率**

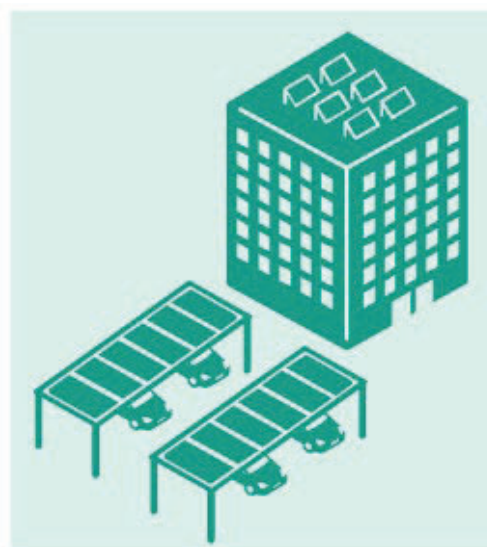
8万円/kW、補助率1/2

**補助対象者**

民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

**事業内容**

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

**補助対象物**

太陽光発電設備

**補助率**

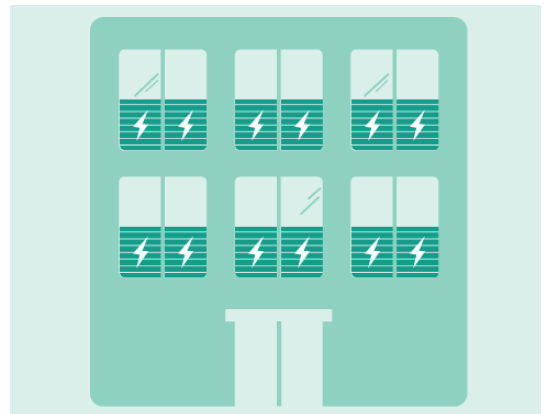
窓と一体となった太陽光発電設備：3/5  
壁等と一体となった太陽光発電設備：1/2

**補助対象者**

民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



建材一体型太陽光発電

**太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業**

**事業内容**

太陽光発電（10kW未満）等の購入希望者を募り、一括して発注することで、スケールメリットを活かし、価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の普及拡大を図る。

**購入対象製品**

太陽光パネル及び蓄電池のいずれか又はその両方

**割引率**

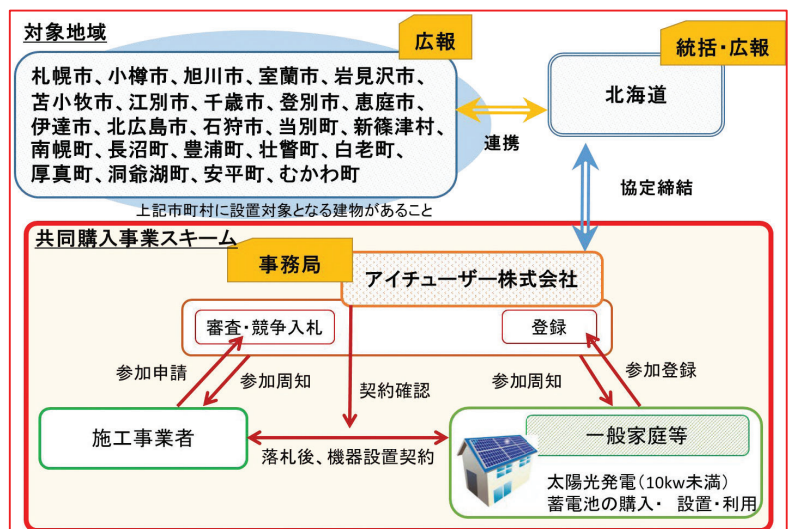
太陽光パネル	20.0%OFF
太陽光パネル+蓄電池	20.0%OFF
蓄電池	22.7%OFF

**設置対象地域**

さっぽろ連携中枢都市圏12市町村及び胆振管内11市町、上川管内1市

**問い合わせ先**

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課  
ゼロカーボン戦略係 011-206-7948



※令和8年度の割引率が未定のため、上記は令和7年度の数値を記載しております。

**事業内容**

地域の特性に応じた、再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件を満たす場合に、設備導入支援等を行う

※コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

**補助対象物**

再エネ熱利用や未利用熱利用、自家消費型再エネ発電設備等

**補助率**

設備等導入

1/3（太陽熱・バイオマス）、1/2（地中熱・温泉熱・工場熱等）

**補助対象者**

民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

**補助率**

設備導入：2/3

計画策定：3/4（上限1,000万円）

**補助対象者**

地方公共団体(温泉熱のみ)、民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

先導的資源量調査や事業者が実施する初期調査等への支援等により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発促進を支援する。

- ①地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、JOGMEC自らが先導的資源量調査等を実施。
- ②海外の火山帯における地熱資源調査をJOGMEC単独もしくは本邦企業と共同調査を実施し、その知見を蓄積して、国内の地熱開発事業者に提供。
- ③地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。
- ④地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催に要する費用等を補助。

## 補助対象物

調査費用、勉強会や協議会等の実施費用等

## 補助率

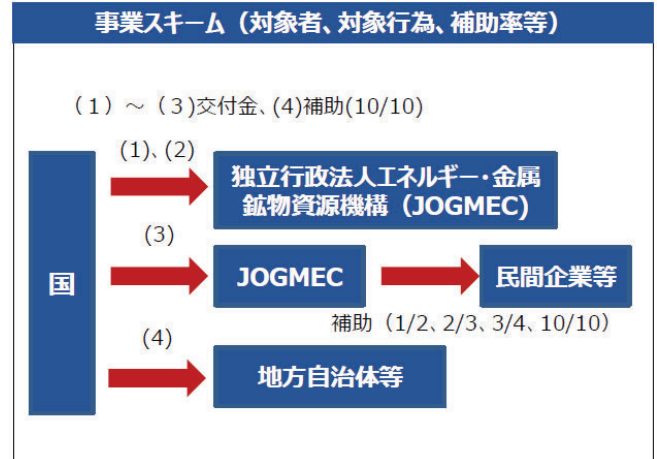
- ①② 交付金
- ③ 交付金 (1/2、2/3、3/4、10/10)
- ④ 補助 (10/10)

## 補助対象者

- ①②独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)
- ③開発事業者等 ④地方自治体等

## 問い合わせ先

- ①②③経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 03-3501-2773
- ④北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753



## 事業内容

地域資源を地域振興に活用する取組の促進を図るため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井等の調査に対し支援する。

## 補助対象物

発電や熱利用を目的とする地熱井の調査

## 補助率

2/3以内 (上限800万円)

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

## 事業内容

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削に対し支援する。

## 補助対象物

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削

## 補助率

2/3以内（上限5,000万円）

## 補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

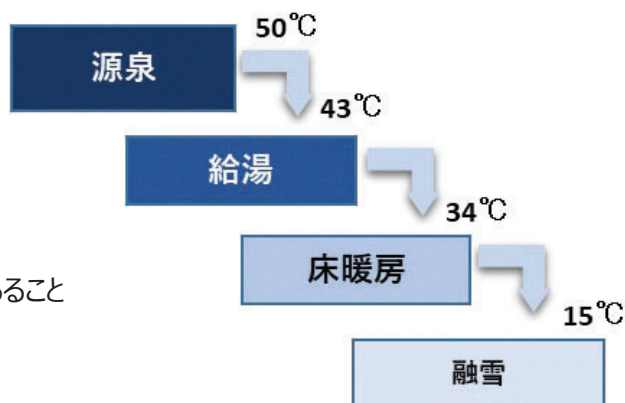
## 特筆すべき要件等

発電は10kW程度以上（送電端）の規模を目指すものであること  
熱利用は浴用以外に利用するものであること

## 問い合わせ先

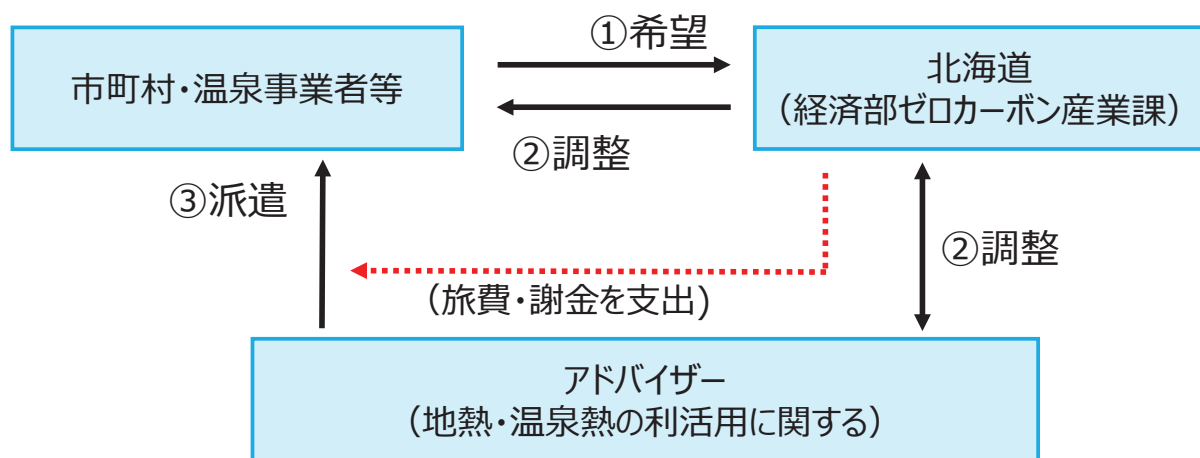
北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

熱利用のイメージ



## 事業内容

地熱・温泉熱利用の活用を検討している市町村・温泉事業者等に対し、地熱や温泉熱、これらを活用した産業振興などの専門家（アドバイザー）を派遣する。



## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課  
新エネルギー係 011-204-5319

参考URL：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/chinetsu\\_adviser.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/chinetsu_adviser.html)



## 事業内容

地域における温泉熱等の有効活用に向けた検討を自主的に進める団体を対象に、専門家派遣や勉強会等を実施するための支援事業を行うことにより、地域が主体となった温泉熱等の有効活用の全国的な普及展開を推進します。



## 支援対象

地域における地域主体の（もしくは地域と連携した）温泉熱利用を目指す団体

※組合・温泉事業者単独等、実施体制は問いませんが、本事業は、あくまで「地域事業の支援」をすることを目的とした事業です。民間・自治体の別は、問いません。  
 ※過年度事業採択団体も支援対象となりますが、支援希望内容等によっては、過年度事業採択団体を対象とした「フォローアップ支援（支援回数：1回）」での対応となる場合がございます。詳しくは参考URLより公募要領をご確認ください。

## 支援内容（例）

- 専門家派遣
  - 温泉熱ポテンシャルや熱需要量の把握方法等の検討や、具体的な温泉熱等有効活用のためのアクション・プランの策定・事業化検討に向けた技術的助言
  - 温泉熱のポテンシャルや活用方法等や既に温泉熱を活用している施設等における課題への助言 ● 対象地域に適すると思われる熱利用方法の助言、導入効果の概算 等
- 勉強会/ワークショップ開催支援
  - 温泉熱等の有効活用に向けた勉強会やワークショップ等における進行補助・実施方針助言などの開催支援 等

	支援方針に関する打合せ	第1回支援	第2回～第3回支援
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募に至った経緯、検討状況の確認</li> <li>・ 課題や要望、目的の整理</li> <li>・ 希望支援内容の確認と提案</li> <li>・ 開催方法、規模の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各団体の課題や要望に応じて、専門家派遣、又は勉強会・ワークショップの開催支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数回の支援要望がある団体に対して、専門家派遣や勉強会・ワークショップ開催支援を実施</li> </ul>

## 問い合わせ先

環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 03-5521-8280

※上記は令和7年度公募内容をもとに記載しています。  
 令和8年度4月以降、WEB版「【令和8年度】ゼロ北ハンドブック」を更新予定です。

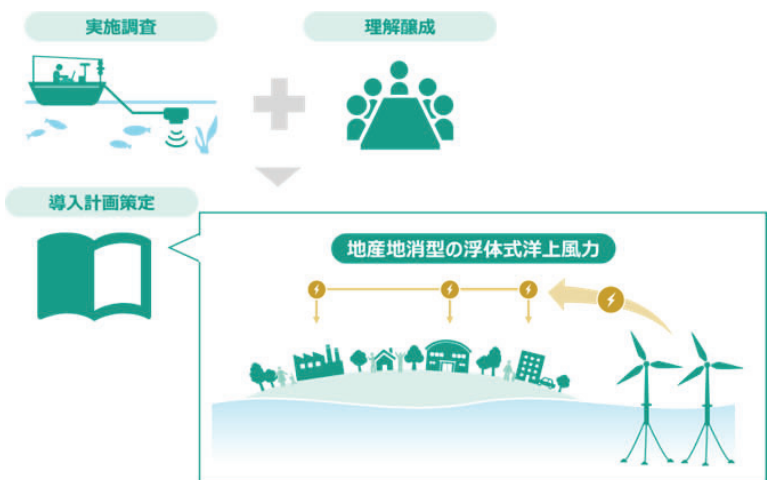
# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

## 事業内容

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。

## 補助対象物

実地調査や関係者の理解醸成等の実施及び導入計画の策定



## 補助率

1/2

## 補助対象者

地方公共団体・民間事業者・団体等

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 事業内容

本道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を図ることを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得に関する経費を支援する。

## 補助対象事業

自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業

## 補助率

1/2 以内 (50万円以内/1名)

※但し、応募状況や申請内容によって、同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合がある

## 補助対象者

洋上風力発電事業への参入を計画する者、又は洋上風力発電事業に関連する建設工事、メンテナンス業務等を行う者であって、かつ以下の条件を満たす者。

- ①道内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業者であること。  
(但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く)
- ②道税を滞納していないこと。



## 問い合わせ先

北海道 経済部 G X 推進局 G X 推進課 風力係  
011-204-5327

# 水力エネルギー導入促進事業のうち 事業性評価支援事業

## 事業内容

中小水力発電への事業者等の参入を促進するため、以下の事業に要する経費を支援する。

- ①PFIによる発電所の運営を目的として、地方公共団体が行う地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等、当該地点の発電所の整備・運営に係る公募
- ②地方公共団体又は地方公共団体と連携する民間事業者等が行う地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業  
※事業者の参入促進のため、調査結果を原則ホームページ等で公表することが要件。
- ③民間事業者等が行う地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業

## 補助対象経費

人件費 (地方公共団体は除く)、調査費 (地質調査、地形測量、流量調査、概略設計・基本設計、事業性評価等)、専門家招へい費、会議運営費、公募用資料作成費 (①のみ)

## 補助率

- ①定額10/10 ②2/3以内 ③1/2以内

## 補助対象者

地方公共団体、民間事業者 等

## 問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課  
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

**事業内容**

水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援する。

①水インフラのCO<sub>2</sub>削減設備導入支援事業

水インフラにおけるCO<sub>2</sub>削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO<sub>2</sub>型設備の導入に対して支援を行う。

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

**補助対象物**

- ①再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO<sub>2</sub>性の高い設備機器等
- ②電力の地産地消を目的とした発電設備等

**補助率**

- ①太陽光発電設備・省エネ機器 1/3  
（太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー施設、CO<sub>2</sub>削減率が30%以上の省エネ設備は1/2）
- ②1/2

**補助対象者**

地方公共団体、民間事業者・団体等

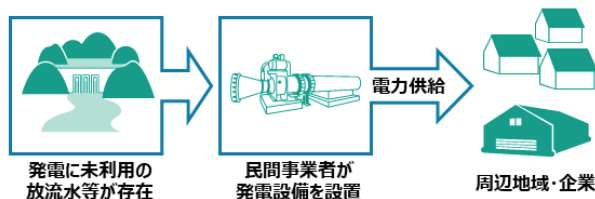
**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
水・大気環境局環境管理課 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

①水インフラのCO<sub>2</sub>削減設備導入支援事業のイメージ



②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



地域新エネルギー導入アドバイザー制度

**事業内容**

地域が主体となって行う水力発電を中心とした新エネルギーの導入計画の検討・建設・運営管理全般についてアドバイスをを行う。

**支援対象者**

道内市町村、公共性を有する団体

**対象となる新エネルギー**

水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など

**その他**

無償で流速計機器の貸出しを行っています。



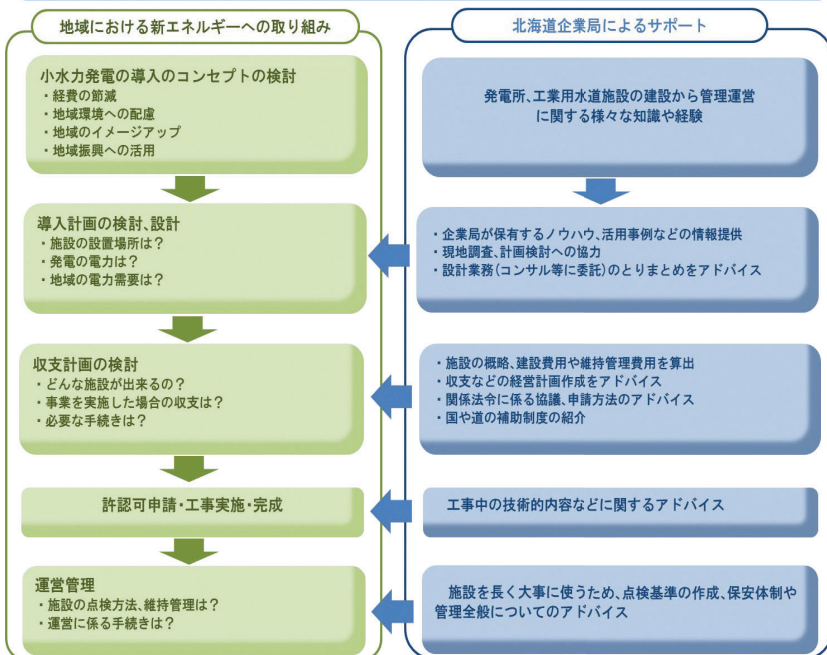
**問い合わせ先**

北海道 企業局 発電課 企画開発係  
011-231-4111（内線32-757）



URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/htd/adviser.html>

水力発電導入への支援概要



## 事業内容

温室効果ガスを排出しない水力発電を基本としている道営電気事業において、ゼロカーボン活動の推進は重要であることから、電気事業の水源となっているダム周辺で市町等が実施する地球温暖化対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

## 補助対象物

対象地域における市町等による地球温暖化対策事業

## 補助率

10分の10以内。ただし、1事業あたり100万円かつ、該当市町あたり100万円を限度とする。

## 補助対象者

該当市町等

## 問い合わせ先

北海道 企業局 発電課  
011-204-5674



参考URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/htd/hojokin.html>

※現時点で令和8年度事業が未定のため、上記は、令和7年度公募内容をもとに記載しています。

# 下水道脱炭素化推進事業（下水道事業費補助）

## 事業内容

下水道の脱炭素化を推進するため温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）対策事業を支援する。

## 補助対象

下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出計数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

## 補助要件

- (ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内
- (イ) 全体事業費が5億円以上

## 補助率

公共下水道の場合 1/2 または 5.5/10  
流域下水道の場合 1/2 または 2/3

## 補助対象者

地方公共団体

## 問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課  
03-5253-8430  
北海道開発局 建設部 地方整備課  
011-709-2311（内線5869）

参考URL : [https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000124.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000124.html)

**汚泥消化・バイオガス発電**

汚泥消化タンク

↓ バイオガス ↓

バイオガス発電

**固形燃料化 創エネ事業**

**汚泥焼却の高度化**

高温焼却システム

**一酸化二窒素対策**

N<sub>2</sub>O排出量  
約60～80%削減

既存設備 高温焼却

N<sub>2</sub>O排出量削減イメージ

## 事業内容

- ① 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業  
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ② 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業  
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

## 補助率

- ①市町村、中小企業等：2/3  
都道府県、政令市、民間事業者：1/2
- ②保守点検：2/3 設備改修：1/2

## 補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

## 問い合わせ先

- ①②④環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
- ③環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室
- 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

- 電話：0570-028-341
- 電話：03-5521-8301
- 電話：011-299-2460



## 事業内容

- (1) 水素製造・利活用ポテンシャル調査  
再エネ等の地域資源を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備や、それらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、地域特性に応じて様々な需給を組み合わせた地域水素サプライチェーンのモデルについて、将来の経済性等についてのデータ取得を通じた、定量的な調査研究を支援する。
- (2) 水素等社会モデル高度化技術開発  
再エネ等の地域資源を活用した水素等の製造・貯蔵・運搬・利活用の各分野において、機器・設備の低コスト化に繋がる技術開発や、経済性を確保するための工夫等を行い、地域特性に応じた様々な水素等の需給とそれらを組み合わせることで、より社会実装に近いレベルで、事業成立性を確保できる水素等利活用モデルの構築に向けた実証等を支援する。

## 補助対象者

民間企業等

## 問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
水素・アンモニア部 044-520-5261  
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



事業成立性の観点から、水素等サプライチェーンにおける様々な組合せによる調査研究、技術開発・実証を支援



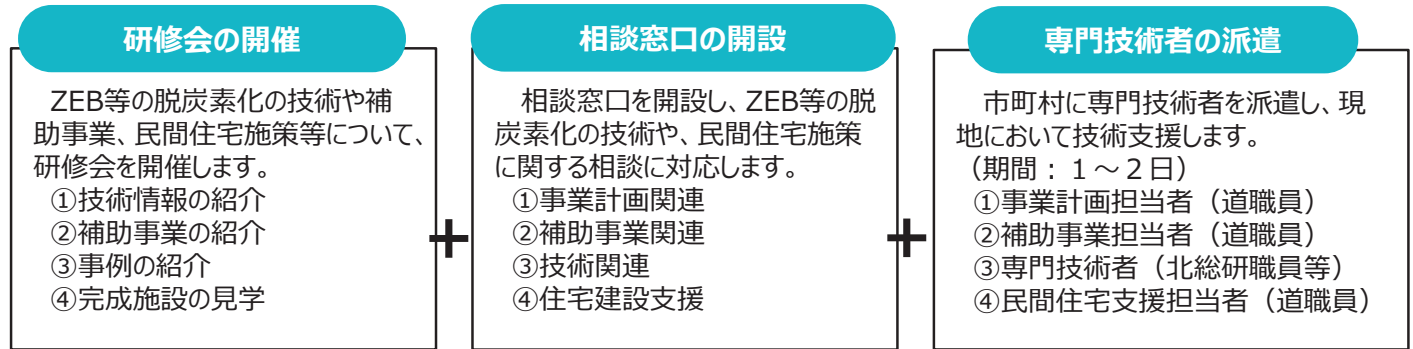
## 事業内容

建築住宅分野において脱炭素化の取組を効果的に進めるため、北方建築総合研究所、(一財)北海道建設技術センターと連携し、脱炭素化に取り組む市町村や民間事業者を支援する。

### 1 支援の範囲

(1) 建築物の脱炭素化に関すること	(2) 民間住宅の脱炭素化施策に関すること
①建築物のZEB化に係る事業計画（技術・予算）策定 ②国の補助事業に係る最新情報や活用方法 ③ZEB化した施設や既存施設のエネルギーの運用改善 ④その他施設の脱炭素化に関すること	①民間住宅施策・計画にZEHなどの脱炭素化視点の導入 ②新築（既存）住宅建設（改修）補助制度への省エネ・再エネ性能基準の導入 ③脱炭素化にも貢献する北方型住宅モデル団地等の計画 等

### 2 支援の方法



## 問い合わせ先

北海道 建設部 建築局 建築整備課 011-204-5601

## 事業内容

北方型住宅ZEROの新築、既存住宅の省エネ改修、太陽光パネル及び蓄電池の導入に対して補助事業を実施する市町村に対して北海道が支援することで、住まいにおける脱炭素化を図る。

## 補助対象等

区分	補助対象事業	補助対象者 (札幌市を除く)	対象施設	補助額	効果促進 の取組
新築	北方型住宅ZEROの新築・購入	補助事業を実施する市町村	住宅	市町村補助額の1/2 (上限：225千円)	完成住宅見学会
改修	開口部・躯体等の断熱改修、高効率設備等	ゼロカーボンシティ宣言し対象の補助事業を実施する市町村	住宅	市町村補助額の1/2 (上限：250千円)	代表的事例を納めた事例集作成
			集会場等	市町村補助額の1/2 (上限：450千円)	CO <sub>2</sub> 削減等のPRパネルを掲示
	再エネ		住宅	市町村補助額の1/2 (上限：150千円)	代表的事例を納めた事例集作成
			集会場等	市町村補助額の1/2 (上限：300千円)	CO <sub>2</sub> 削減等のPRパネルを掲示

## 問い合わせ先

北海道 建設部 住宅局 建築指導課 011-204-5577

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 011-206-7948

※現時点で令和8年度事業が未定のため、上記は、令和7年度公募内容をもとに記載しています。

**事業内容**

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

**補助対象物**

断熱窓、断熱材、高効率空調機器、  
 高効率給湯、高効率照明 等

**補助率**

補助率1/2～1/3

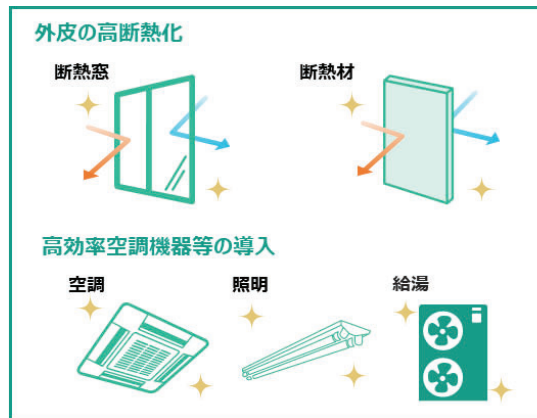
**補助対象者**

民間事業者・団体、地方公共団体

**特筆すべき要件等**

改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上(※)削減されること、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

※ ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%  
 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネルギー性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
 ／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

**事業内容**

業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援する。

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

**補助対象物**

ZEB化に必要な、断熱改修、空調・給湯・換気設備、  
 再エネ設備、受変電設備、BEMS等

**補助率**

- ①・②それぞれ右表のとおり（上限額3～5億円）
- ③1/2（上限100万円）

**補助対象者**

地方公共団体（※3）、民間事業者・団体（※4）

**特筆すべき要件等**

- ・ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーを計測し、データの収集・分析・評価が可能なエネルギー管理体制を整備すること。
- ・需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。
- ・新築建築物については再エネ設備を導入すること。
- ・ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等。

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。  
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。  
 ※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）  
 ※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
 ／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

- ① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

補助対象物

- ① ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用（※3）
- ② ①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用等

補助率

右表のとおり（上限額5億円）

補助対象者

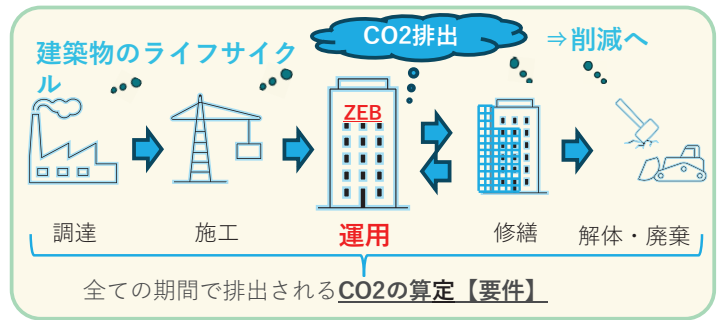
- 地方公共団体一般（※4）
- 民間事業者・団体（※5）

特筆すべき要件等

- ① ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネ性能を満たすこと等
- ② ①に加え低炭素型の建材を導入すること

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
 ／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



ZEBランク	補助率（%）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。  
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。  
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。  
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。  
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

事業内容

省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

補助対象

物流施設における省CO2化・省人化機器及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

補助対象物

省CO2化・省人化機器等の導入  
 保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調  
 再エネ設備、蓄電設備、付帯設備の導入

補助率

1/2（上限1億円）

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体

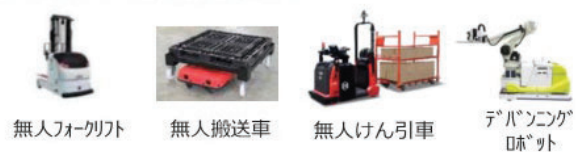
問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
 住宅・建築物脱炭素化事業推進課 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



※導入により省CO2化されるものに限る。



事業内容

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

- 1.クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業（上限：1,000万円）  
既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業
- 2.民間建築物等における省CO2改修支援事業（上限：3,500万円）  
高効率機器への更新により既存建築物の省CO2化を図る事業
- 3.テナントビルの省CO2改修支援事業（上限：4,000万円）  
オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業
- 4.空き家等における省CO2改修支援事業（上限：1,000万円）  
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援。

※補助要件：各事業によるCO2排出削減・運用改善の実施

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

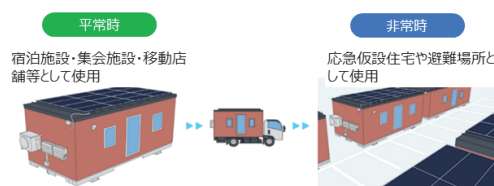
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとして利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）への高機能空調・再エネ設備の導入を支援。

※コンテナハウス本体等は補助対象外

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



補助率

①②：1/3

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

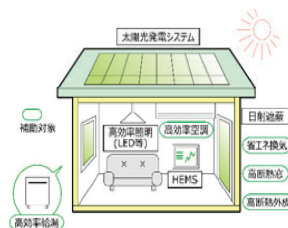
地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

- ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
- ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援
- ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

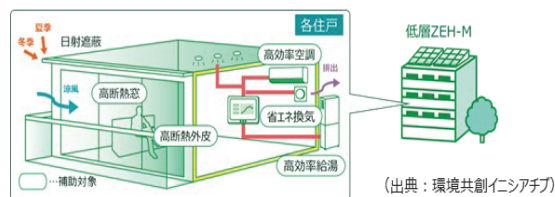
補助率

- ①ZEH（1～3地域）55万円/戸、（4～8地域）45万円/戸  
ZEH+（1～4地域）90万円/戸、（5～8地域）80万円/戸  
上記に加え、蓄電システム、CLT、EV充電設備等に対して別途補助
- ②低層ZEH-M（3層以下）中層ZEH-M（4、5層）40万円/戸  
高層ZEH-Mは過去採択の複数年度の案件実施分の定率補助(1/3)  
上記に加え、蓄電システム、CLT、EV充電設備等に別途補助
- ③ZEH水準を満たす住宅を改修するものに対して定額補助  
1/3（上限250万円/円）  
既存住宅の省エネ診断を行うものに対して定率補助（1/3）

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

補助対象者

住宅取得者等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課  
地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 事業内容

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

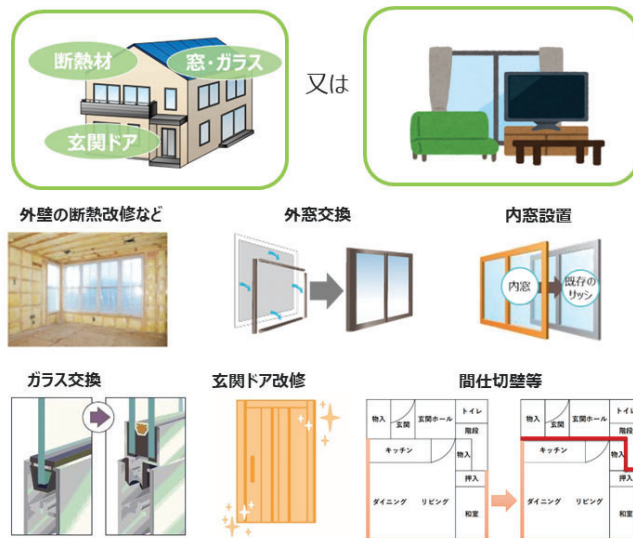
## 補助対象物

## ①トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

## ②居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修  
いずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に行う玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象



## 補助率

既存戸建住宅：上限120万円/戸

既存集合住宅：上限15万円/戸

（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

## 補助対象者

住宅取得者等

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

## 事業内容

家庭での最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大を図ることと、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。

## 補助対象

ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には加算措置

## 補助額

導入する高効率給湯器に応じて定額を補助

※主な補助額（機器・性能毎に金額が異なります）

- ① ヒートポンプ給湯機（エコキュート） 10万円/台程度
- ② ハイブリッド給湯機 12万円/台程度
- ③ 家庭用燃料電池（エネファーム） 17万円/台程度

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池（エネファーム）
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
価格（機器・工事費）	55万円程度	57万円程度	139万円程度
主な補助額	10万円/台程度	12万円/台程度	17万円/台程度
商品イメージ	 出所：三菱電機	 出所：リンナイ	 出所：アイシン
追加措置	蓄熱暖房機 <sup>*1</sup> 、電気温水器を撤去する場合 + 4万円（蓄熱暖房機） + 2万円（電気温水器）		

\*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。

## 問い合わせ先

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789

IP電話等からのお問い合わせ 03-6629-1646

北海道経済産業局 総合エネルギー広報室 011-756-6717

## 事業内容

家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことで、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。

## 補助対象

エコジョーズ/エコフィール  
(潜熱回収型給湯器)

	エコジョーズ/エコフィール (潜熱回収型給湯器)
エネルギー源	都市ガス/L P/石油
特徴	従来型のカス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。
価格 (機器・工事費)	20~40万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円/台 ※ 追い焚き機能あり：7万円/台 ※ ※ 工事内容によって追加の補助 (+3万円)



出所：ノーリツ

## 補助額

追い焚き機能なし：5万円/台 ※  
追い焚き機能あり：7万円/台 ※  
※ 工事内容によって追加の補助 (+3万円)

## 問い合わせ先

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789  
IP電話等からのお問い合わせ 03-6629-1646  
北海道経済産業局 総合エネルギー広報室 011-756-6717

参考URL：<https://chintai-shoene2026.meti.go.jp/>

# 住宅・建築物省エネ改修推進事業

## 事業内容

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修に係る支援を行う。

## 補助対象物

省エネ型：住宅・建築物の、省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

※「省エネ基準」又は「ZEB水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。

性能向上型：以下の①、②および③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用

- ①インスペクションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成
- ②工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保
- ③②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当

## 補助率

### ○住宅（省エネ型）

省エネ診断 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/2  
設計・改修 省エネ基準：30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)  
ZEH水準：70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)  
※ 国・地方で1/2ずつの負担

### ○住宅（性能向上型）

設計・改修 標準基準：80万円/戸(定額)  
認定基準：160万円/戸(定額)  
※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅  
購入の場合は50万円/戸加算  
※ 国・地方で1/2ずつの負担

### ○建築物（省エネ型）

省エネ診断 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/2  
設計・改修 民間実施：国と地方で23%、公共実施：国11.5%  
省エネ基準：5,600円/m<sup>2</sup>  
ZEH水準：9,600円/m<sup>2</sup>

## 補助対象者

地方公共団体・民間事業者等

## 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 03-5253-8111  
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5877)  
(事業実施は、補助制度を創設している地方公共団体において実施)

**事業内容**

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に対応するためライフサイクルカーボン評価（LCCO<sub>2</sub>評価）を行い、ライフサイクルカーボン削減に資する先導的な事業への支援を行う。

**補助対象物**

設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

**補助率**

1/2 等  
 補助限度額 原則3億円／プロジェクト  
 新築の建築物又は共同住宅について  
 建設工事費の5%

**補助対象者**

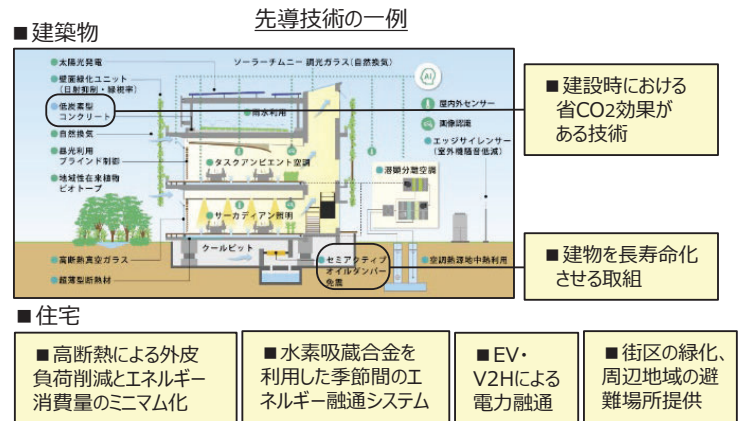
民間事業者等  
 令和8年4月中旬頃より募集開始予定

**問い合わせ先**

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付  
 過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHP（<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>）に掲載。

**補助要件**

- ・CO<sub>2</sub>削減等に寄与する先導的な技術を導入し、その導入の効果等について検証を行うこと
- ・新築の場合、ZEH・ZEB水準に適合すること
- ・大規模建築物（2,000㎡以上）の新築・増改築・改修の場合、LCCO<sub>2</sub>評価を実施すること（評価結果は国に報告）



**事業内容**

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

**補助要件**

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
  - ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
  - ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
  - ④ ZEH・ZEB水準に適合すること
  - ⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
  - ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
  - ⑦ 大規模建築物（2,000㎡以上）の新築の場合、LCCO<sub>2</sub>評価を実施すること（評価結果は国に報告）等
- ※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

**補助率**

【設計調査費】木造化に関する費用の1/2以内  
 【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内  
 （ただし算出が困難な場合は、建設工事費の7%以内）  
 【補助限度額】合計2億円  
 ※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限をを引き上げ

**問い合わせ先**

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室  
 （評価事務局（HP：<https://yuryo-mokuzou.mlit.go.jp/07/>）において実施予定）

【補助対象イメージ】



**補助対象物**

【調査設計費】及び【建設工事費】

**補助対象者**

民間事業者等

## 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

## 補助対象物

床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅について、高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象。

なお、一部の地域に立地する等（立地等除外）の住宅は補助対象にならない。

※補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事着手したもの（新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手）に限る。

## 補助率

住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）			既存住宅のリフォーム		
対象世帯	対象住宅	補助額 （ ）は1～4地域	対象住宅	改修工事	補助上限額
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸（125万円/戸）	平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：100万円/戸
	長期優良住宅	75万円/戸（80万円/戸）		平成11年基準相当に達する改修	上限：50万円/戸
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	古家の除却を行う場合	95万円/戸（100万円/戸）	平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：80万円/戸
	ZEH水準住宅	35万円/戸（40万円/戸）		平成11年基準相当に達する改修	上限：40万円/戸
	古家の除却を行う場合	55万円/戸（60万円/戸）			
各対象事業の要件			補助対象工事		
断熱性能	GX志向型住宅 等級6以上	長期優良住宅・ZEH水準住宅 等級5以上	必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、 エコ住宅設備の設置の組み合わせ	
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く 再エネを含む	35%以上（一時エネ等級8） 原則100%以上	付帯工事	子育て対応改修、バリアフリー改修等	
高度エネルギーマネジメント	HEMSの設置等				

※詳細については下記HP参照

## 補助対象者

注文住宅・賃貸住宅の新築工事の建築主、若しくは新築分譲住宅の購入者又は住宅のリフォーム工事の発注者

## 申請期限

申請開始～予算上限に達するまで（遅くともR8.12末まで）  
但し「ZEH水準住宅」の「注文住宅」に関しては、R8.9末まで

## 問い合わせ先

みらいエコ住宅2026事業 お問い合わせ窓口 0570-081-789（IP電話からのお問い合わせ：03-6629-1646）  
（<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp>）

# クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てん設備等導入促進補助金

※令和7年度補正予算

## 事業内容

充電・水素充てん設備の整備を支援する。

## 補助対象物

- 充電設備整備事業等  
電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。
- 水素充てん設備整備事業  
水素ステーションの整備費及び運営費を補助。

## 補助率

- 定額、1/2等
- 2/3、1/2等

## 補助対象者

購入者、設置事業者等

## 問い合わせ先

北海道経済産業局  
（1）製造・情報産業課 011-709-1784  
（2）エネルギー対策課 011-709-1753



## 事業内容

導入段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。

## 補助対象物

車両  
 (電気自動車、軽電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動二輪) ※補助対象例

## 補助率

車両により補助額の設定あり

## 補助対象者

個人および法人、地方公共団体など

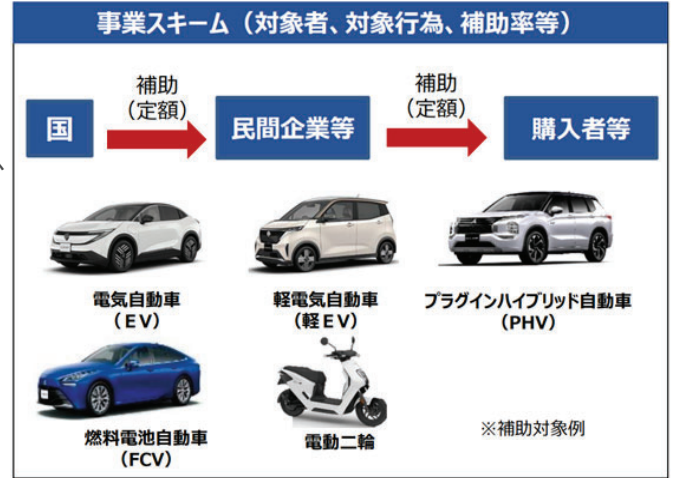
## 問い合わせ先

事務局 (一社) 次世代自動車振興センター 03-3548-3231  
 北海道経済産業局 製造・情報産業課 011-709-1784

## 参考URL

【(一社)次世代自動車振興センター】<http://www.cev-pc.or.jp/>  
 【経済産業省HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/automobile/cev/r7h\\_cev.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html)



# 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

## 事業内容

- ①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業  
 一定の燃費性能を満たすHV (ハイブリッド自動車)・NGV (天然ガス自動車) トラック・バス等の購入に対して支援を行う。
- ②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業  
 資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック (2025年度燃費基準相当を達成している車両) への買い替え等を支援。

## 補助対象物

HVトラック、HVバス、NGVトラック、NGVバス

## 補助率

- ①標準的燃費水準車両との差額の1/2
  - ②買い替えの場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/2  
 新規購入の場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/3
- ※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。

## 補助対象者

民間事業者等 (②は中小トラック運送業者に限る。)

## 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

HVトラック・NGVトラック



HVバス・NGVバス



**事業内容**

マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

**補助対象物**

LRT  
CO2削減効果が見込まれる車両、  
車両に導入する省エネ設備等

**補助率**

1/2～1/4 ※一部上限有

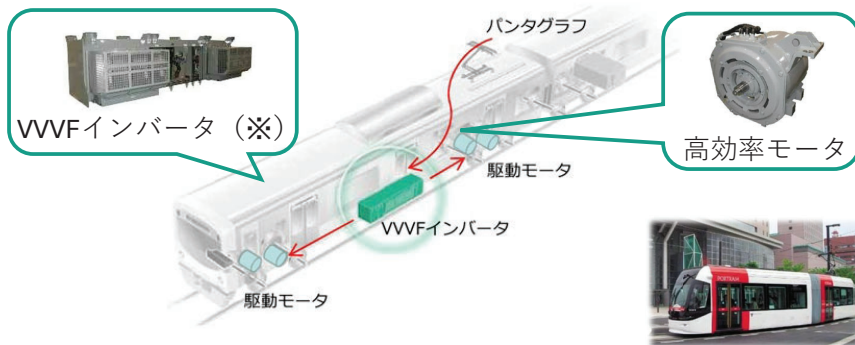
**補助対象者**

地方公共団体、民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業



※ 駆動モーターの回転力及び回転数を制御する装置  
(写真は東洋電機製造(株)HPより)

**事業内容**

地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指した  
グリーンスローモビリティの導入を支援する。

**補助対象物**

グリーンスローモビリティの車両  
脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備

**補助率**

1/2 ※一部上限有

**補助対象者**

民間企業・団体、地方公共団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



グリーンスローモビリティ (※)

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を  
活用した小さな移動サービス

## 事業内容

共創モデル実証運行事業は、交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）によりその維持・活性化に取り組む事業を支援する。

## 事業イメージ例

・複数の交通事業者の連携により、多種多様なサービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaSを活用して、移動環境の向上やコンテンツ連携による地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業

## 補助率

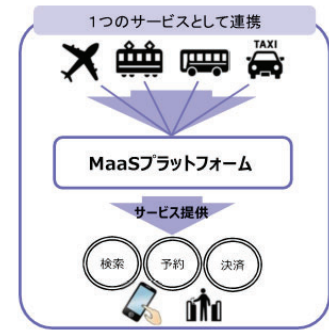
2/3（上限1億円）  
（人口10万人未満の市町村（以下「地方公共団体」という。）は、500万円以下は定額、500万円超部分は2/3）

## 補助対象者

都道府県若しくは地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

## 問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721  
国土交通省 総合政策局 地域交通課 03-5253-8396



# MaaSの実装に向けた基盤整備事業

## 事業内容

都市と地方、高齢者・障がい者等を含む全ての地域、全ての人が、どのような時でも最適な移動手段を利用できるよう、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指すMaaSの実装に不可欠な交通事業者のデジタル化を支援する。

## 補助対象物

- ・地域交通キャッシュレス決済導入支援事業
- ・地域交通データ化推進事業
- ・混雑情報提供システム等導入支援事業

## 補助率

最大1/2～1/3

## 補助対象者

公共交通事業者、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会

## 問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721  
国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 03-5253-8984





## 事業内容

モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費に対して支援を行う。また、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト、幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化及び中継輸送について、初年度の運行経費に対して支援を行う。

## 補助対象物

【計画策定経費補助】  
総合効率化計画策定のための調査に要する費用  
【運行経費補助】  
モーダルシフト、幹線輸送集約化  
過疎地域のラストワンマイル配送効率化、中継輸送

## 補助率

計画策定経費補助：定額（上限200万円）  
運行経費補助：1/2以内（上限500万円）  
※上限引き上げあり

## 補助対象者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

## 問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 011-290-2726  
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

参考URL：[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms\\_subsidy.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html)

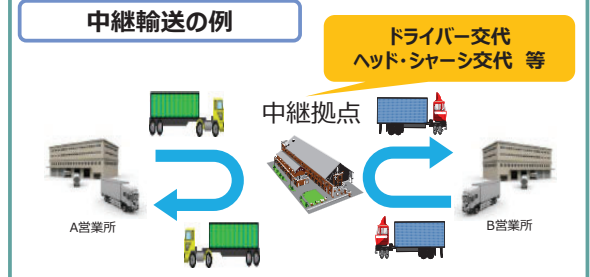
### 省人化・自動化への転換・促進を支援

計画策定経費補助・運行経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引上げ等**を行う。

#### 省人化・自動化機器の導入例



#### 中継輸送の例



# 物流脱炭素化促進事業

## 事業内容

物流施設等において、大容量蓄電池等を活用した物流の脱炭素化促進に資する取組を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用に必要な設備、その電気を利用する車両等の導入を行う実証事業に要する経費の一部を支援する。

## 補助対象物

- ・再生エネルギー発電施設（太陽光発電）・蓄電池
- ・エネルギー管理システム・EV充電設備
- ・EVトラック等車両、・先進的取組に必要な機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機、無人フォークリフト等）

## 補助要件

- ①再生エネルギー電力の購入、又は、再生エネルギー発電施設（新設／既設）の導入、及び、
- ②蓄電池、充電設備、エネルギー管理システム、EVトラック等車両の内、いずれか2つ以上を導入する一体的な取組であること

## 補助率

1 / 2 以内（上限、水素活用2.5億円、再生可能エネルギー活用2億円）

## 補助対象者

貨物運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫事業者等

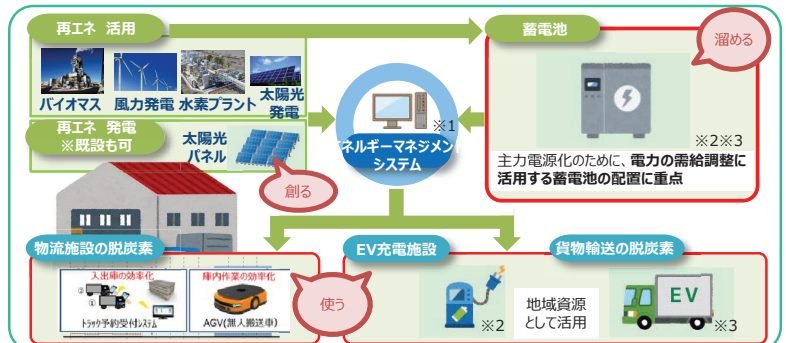
## 問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 011-290-2726  
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

参考URL：<https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>

### 支援スキーム

物流施設を拠点とした再生エネルギー関連施設・設備等の一体的導入を支援



- ※1 再生エネルギー電力購入、自家発電力の供給サイドと、倉庫内作業、EV車充電等の需要サイドの需給バランスのベストミックスを実現
- ※2 非常時に災害拠点の非常用電源として活用、地域のEV車に開放
- ※3 蓄電池、EVトラック産業育成

**事業内容**

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

**補助対象物**

可搬型バッテリーと再エネを組み合わせたエネルギーマネジメントや車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証、バッテリー（LiB）の統合的に評価するための閾値の整理の実証等

**補助率**

委託、補助 1/2

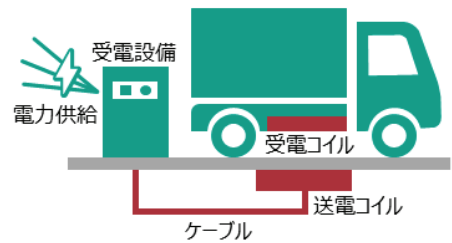
**補助対象者**

地方公共団体、民間事業者・団体等

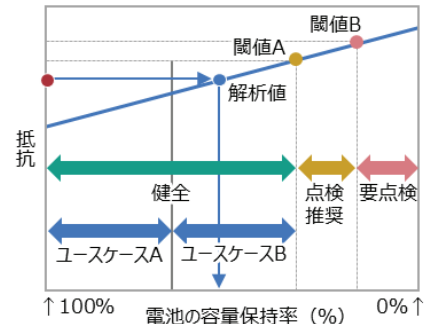
**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

商用車における非接触給電を活用したモデル実証



劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



**事業内容**

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送等）のモデル的な実証を行う。

**補助対象物**

水素内燃機関、ドローン配送等のモデル的な実証

**補助率**

委託、補助 1/2

**補助対象者**

地方公共団体、民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

共同輸配送 + ドローン配送によるラストワンマイル配送



**事業内容**

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

**補助対象物**

多様な現場での農業機械の電動化モデルケースの構築

**補助率**

委託、補助 2/3

**補助対象者**

地方公共団体、民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

多様な現場でのモデルケースの構築



小型トラクタ

草刈り機

**事業内容**

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再生電力の有効活用によって空港におけるカーボンニュートラル化を実現すべく、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給を行う設備の再生活用型設備への切替やEV・FCV型車両導入支援を行う。

- ① 空港における再生活用型GPU等導入支援
- ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

**補助対象物**

- ① APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替
- ② 空港内専用の作業車両等

**補助率**

- ① 1/3
- ② 1/2

**補助対象者**

民間事業者・団体、地方公共団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

① 再生活用型GPU等導入支援

効果：APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替えによりCO2排出量は約8～9割削減（駐機1回あたり）



② EV・FCV導入支援



効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減

出典：E-PORT AN HP  
(<http://www.e-port-an.com/>)

事業内容

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン、ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア等の荷役機械、船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

補助率

自立型電源設備（蓄電池含む）、電力供給設備：本体価格の1/3  
ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア：従来機との差額の2/3

再生電源を用いた港湾施設設備等導入支援

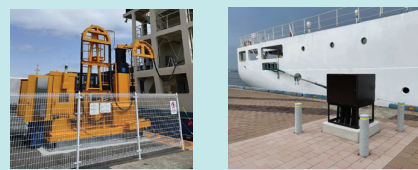
【補助率】従来機との差額の2/3



ハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン  
ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア

【補助率】本体価格の1/3

船舶へ電力を供給する設備の導入支援



補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

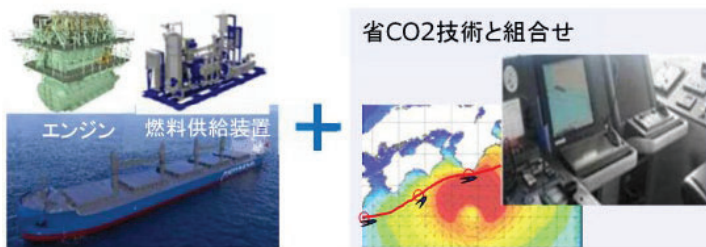
環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

メタノール燃料システム等の導入支援事業  
メタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、海事分野のカーボンニュートラル化を促進する。

補助率

1/4  
(中小型船は1/2)



推進システム等の導入で、  
内航海運のCO2排出量  
2030年  
2割削減

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

**事業内容**

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

**補助対象物**

燃料電池フォークリフト

**補助率**

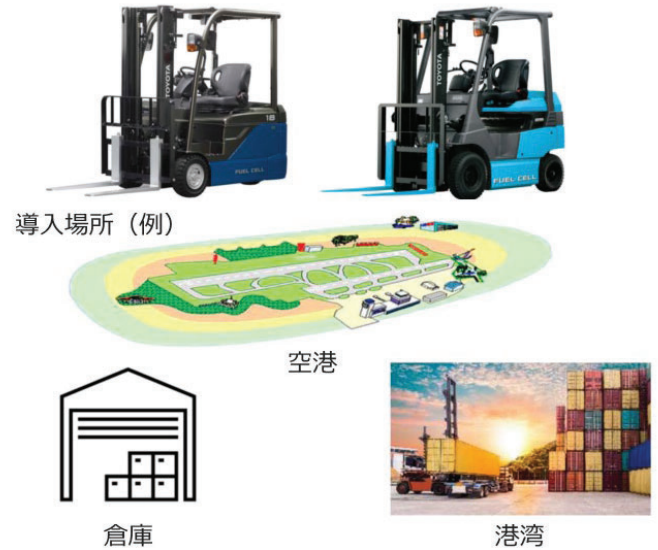
標準的燃費水準車両との差額の1/2  
※ただし、令和2年度までに環境省補助金を利用して  
導入した実績がある場合は1/3

**補助対象者**

民間事業者・団体、地方公共団体等

**問い合わせ先**

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

交通混雑緩和が期待される道路整備事業（現道拡幅事業等）  
を支援する。

**補助率**

財政力指数に応じて、5.5/10～6/10

**補助対象者**

地方公共団体

**問い合わせ先**

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課  
011-709-2311（内線5676）

対策事例



右折レーンの設置により、渋滞を緩和。

# 自転車通行空間整備（防災・安全交付金）

079

## 事業内容

自転車通行空間整備を支援する。

## 補助率

財政力指数に応じて、5.5/10～6/10

## 補助対象者

地方公共団体

## 特筆すべき要件等

- ・自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備に対して重点的に支援する。
- ・ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に支援する。

## 問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課  
011-709-2311（内線5676）

## 対策事例

矢羽根・路面標示の設置



標識の設置



利用状況



参考URL : [https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000213.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html)

# 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金

080

## 事業内容

災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（公共性の高い施設、避難所としての機能がより高いその他の避難施設等）において災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し、経費の一部を補助する。

## 補助対象物

公共性の高い施設、避難所としての機能がより高いその他の避難施設等へ導入する停電対応型の天然ガス利用設備

## 補助率

1/3以内

## 補助対象者

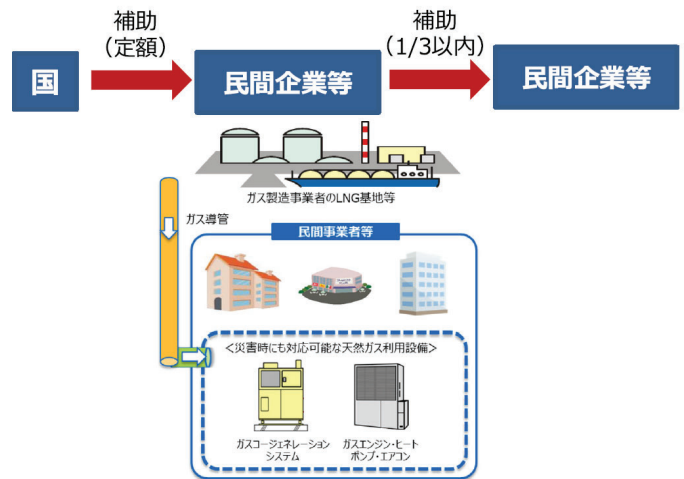
民間事業者等

## 問い合わせ先

北海道経済産業局 ガス事業室 011-709-8353

※現時点では令和8年度事業が未定のため、上記は令和8年度概算要求の内容をもとに記載しています。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



事業内容

再生可能エネルギー導入の加速化に向け、調整力等として活用可能な系統用蓄電池や再エネ併設蓄電池、業務・産業用蓄電池やLDES（フロー電池、液化空気エネルギー貯蔵、岩石蓄熱、水電解による水素貯蔵等）といった大規模電力貯蔵システムの導入に係る費用を補助する

補助対象設備

- 1) 蓄電システム  
公募要領に記載の①～⑧の要件を全て満たす蓄電システムであること。
- 2) 水電解装置  
公募要領に記載の①～⑦要件を全て満たす水電解装置であること。

補助対象者 民間企業等

問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課  
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※現時点で令和8年度事業の補助対象設備が未定のため、令和7年度公募内容をもとに記載しています。

事業内容

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

補助対象物

フリーザー、冷凍冷蔵機器、冷凍冷蔵ショーケース、  
その他の脱炭素型自然冷媒機器



補助率

原則1/3

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

特筆すべき要件等

再エネ設備等の導入費用は補助対象外

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 0570-028-341  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 地域循環型エネルギーシステム構築

083

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援する。

### 事業内容

#### 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援する。

#### 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援する。

#### 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

##### ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

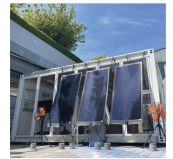
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援する。

##### ② 未利用資源の混合利用促進

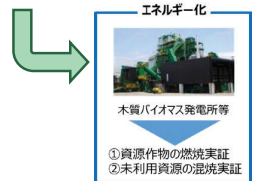
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援する。



営農型太陽光発電のイメージ



ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）



### 補助率

定額、1/2以内

### 補助対象者

協議会等、地方公共団体、民間団体等

### 問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6744-1508 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807  
(3の事業) 03-6738-6479

## 農業農村整備事業

084

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進する。

### 事業内容

#### 1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進する。

#### 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進する。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進する。

#### 3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進する。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進する。

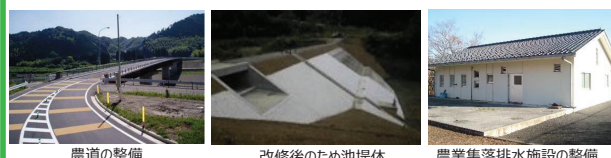
#### 1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



#### 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理



#### 3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策



### 補助率

1/2等

### 補助対象者

都道府県、市町村等

### 問い合わせ先

農林水産省農村振興局設計課 03-3502-8695



地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

## 事業内容

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。
  2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができる。
    - ①農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
    - ②森林分野：予防治山、路網整備等
    - ③水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援する。
3. 都道府県又は、市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分ができる。また、都道府県の裁量で地区間の融通ができる。



## 補助率

1/2等

## 補助対象者

都道府県、市町村等

## 問い合わせ先

(農業農村分野) 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200  
 (森林分野) 林野庁計画課 03-3501-3842  
 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 03-6744-2387

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を軽減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する。

## 事業内容

### 1. 環境保全型農業直接支払交付金

- ①対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ②対象となる農業者の要件：
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③支援対象活動：化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④取組拡大加算：有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援する。

## 補助率

定額

## 補助対象者

農業者団体等、都道府県、市町村等

## 問い合わせ先

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-0499 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

## ○ 交付単価

全国共通取組		交付単価 (/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壌診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用 <sup>注1)</sup>		3,600円
緑肥の施用 <sup>注1)</sup>		5,000円
総合防除 <sup>注1)</sup>	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
炭の投入		5,000円

注1) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

### 地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

### 取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a (新規取組面積当たり)

## 事業内容

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

- ① **農地維持支払** 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援する。
- ② **資源向上支払** 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。

### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

### 【加算措置】

項目	要件
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合

項目	要件
環境負荷低減の取組への支援（長期中干し、冬期温水等）	化学肥料等を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合
組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合 ※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

**補助率** 定額

**補助対象者** 活動組織、広域活動組織

**問い合わせ先** 農林水産省農村振興局農地資源課 03-6744-2197

# 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち 有機飼料の生産支援

## 事業内容

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援する。

- ① **対象者**：酪農・肉用牛経営者等で組織された**地域協議会**
- ② **単価**：青刈りとうもろこし等 **45,000円/ha以内**、牧草 **15,000円/ha以内**  
 ※同じ作付地への交付期間は**最大3年間**  
 ※作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付  
 （150超～300ha以下の部分：係数1ha×2.0、300ha超の部分：係数1ha×2.8）
- ③ **事業に参加する酪農・肉用牛経営者等の要件**：
  - ・酪農経営者は事業実施年度を通じて**生乳を出荷**、肉用牛経営者は事業実施年度に**継続して牛を飼養**し、年度内に**牛を出荷・販売**していること
  - ・北海道においては、対象牛の飼養頭数（4月1日時点）1頭あたり**40a以上の飼料作付面積**を有すること
 対象牛：（酪農経営者）満24か月齢以上の乳用雌牛、満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛  
 （肉用牛経営者）満7か月齢以上の牛
- ④ **取組方法**：
  - ・地域協議会は有機栽培の要件を満たした飼料生産を行う**有機栽培計画を作成**し、飼料作物の生産を実施
  - ・有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培の取組について**環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（みどり認定）**の認定を道庁より受けること



ひとりでも、グループでも、**環境にやさしい畜産業に取り組んで**

**みどり認定**

を受けましょう!!



**補助率**

定額

**補助対象者**

地域協議会等

**問い合わせ先**

農林水産省 畜産局 企画課 03-3502-0874  
 北海道農政事務所 生産支援課 011-350-7656

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。

事業内容

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫した有機農業を推進する取組の試行等を支援。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

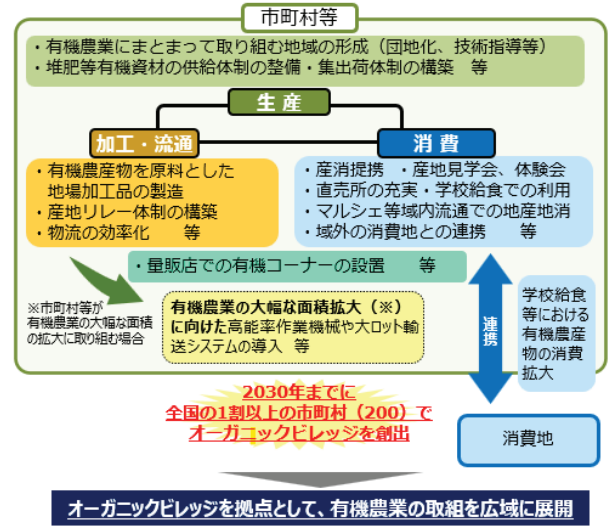
2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅拡大に向けて取り組む地域を支援

※1, 2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算。



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

市町村等

問い合わせ先

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2114 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

事業内容

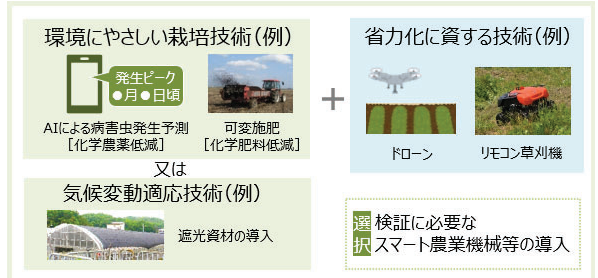
1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援する。

2. グリーンな飼養体系加速化事業

アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物の給餌等による環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援する。

1 グリーンな栽培体系の検証



2 グリーンな飼養体系の検証



〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② グリーンな生産体系の検証
- ③ ②に必要なスマート農業機械等の導入等（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

協議会（都道府県又はJAを含む）、地方公共団体等

問い合わせ先

(1の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107) (2の事業) 畜産局総務課畜産総合推進室 (03-6744-0568) 北海道農政事務所 生産支援課 (1の事業) 011-330-8807 (2の事業) 011-350-7656

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、**みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築**と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進する。

**事業内容**

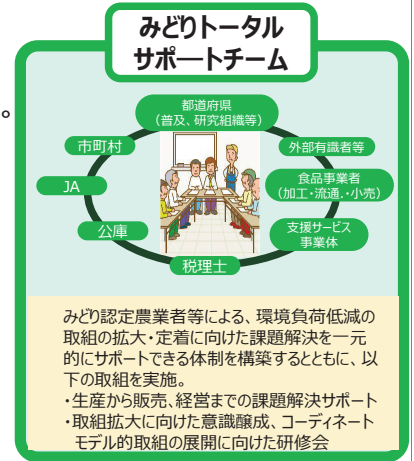
**1. みどりトータルサポートチームの体制整備**

- ① みどりトータルサポートチームの構築及び運営  
 みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者（みどり認定農業者）等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりトータルサポートチームの構築及びその運営**を支援する。
- ② 専門技術を持つ指導者の育成  
**都道府県が行う有機農業等の技術指導者の人材育成**を支援する。

**2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進**

みどりトータルサポートチーム等がみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援する。

- ① 生産から販売、経営までの課題解決サポート
  - ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
  - イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
  - ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
  - エ 消費者に対する理解醸成の活動
- ② 取組拡大に向けた活動
  - ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
  - イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会



**補助率**

定額、1/2以内

**補助対象者**

都道府県、協議会等（都道府県を含む）

**問い合わせ先**

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186、  
 北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8822

有機農業の面積拡大に向けて、**新たに有機農業を開始する農業者**に対し、取組面積に応じて支援する。

**事業内容**

**1. 有機農業への転換推進**

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産開始に必要な経費相当額**を支援する。

- ① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）  
 イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者  
 （※）これまでに本事業による支援を受けていない者であること
- ② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価：10 a 当たり2万円以内  
 （本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。）
- ④ 要件：ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと  
 イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること 等  
 ウ 有機農業での新規就農者の場合、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること 等



慣行農業から有機農業への転換

**2. 推進事務**

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援する。

**補助率**

定額

**補助対象者**

農業者、市町村、協議会（市町村を含む）等

**問い合わせ先**

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2114 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の関係者が集まった協議会等が行う、再生可能エネルギーの活用促進のための**賦存量調査**や、施設園芸の化石燃料の使用量低減と生産性を両立する**持続的な栽培体系**（省エネルギー型ハウス）への**転換に向けた実証**や**産地内への普及の取組**を支援します。

事業内容

1. 再生可能エネルギーの活用推進

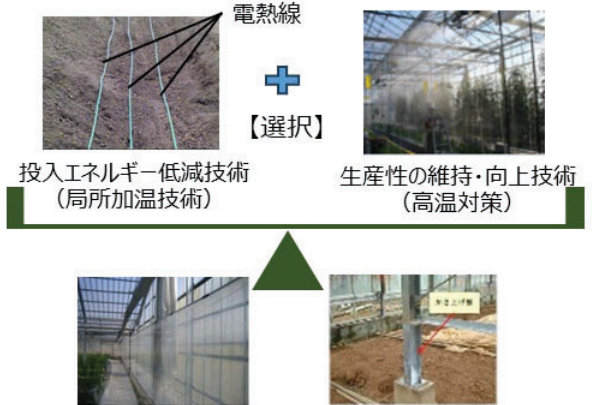
地域における地中熱等の再生可能エネルギーの活用に向けて、活用可能なエネルギーの賦存量調査等を支援します。

2. エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証

省エネルギー型ハウスへの転換に向けた以下の取組を支援します。

- ① 検討会の開催
- ② 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証  
投入するエネルギーを低減する栽培管理方法や資機材の導入、エネルギーのロスを抑える資機材の導入や既存施設の改良等の実証を支援します。また、それらの実証と併せて行う、収量・品質等の維持・向上の実証を支援します。
- ③ 実証技術の普及に向けたマニュアルの作成等の情報発信

エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証（例）



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

協議会（※）、都道府県、市町村、農業協同組合  
（※）農業者と普及組織（都道府県、市町村、農業協同組合のいずれか）が参画すること

問い合わせ先

農林水産省農産局園芸作物課 03-3593-6496 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

（参考）農林水産省HPI施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組について：  
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html>

強い農業づくり総合支援交付金

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組**、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**に向け、強い農業づくりに必要な**産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**する。

事業内容

① 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援する。

② 産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による**集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等**を支援する。

③ 卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での**共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援する。

補助率

定額、1/2以内等

補助対象者

農業者の組織する団体等

問い合わせ先

- ①②の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 03-3502-5945
- ③の事業 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 03-6744-2059
- 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807



収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援する。

事業内容

- ①施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入を支援する。
- ②全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援する。

農業の国際競争力の強化



**補助対象となる取組**

土壌分析※1 堆肥等の購入・運搬・保管・散布※2 実証に必要な調査・指導

※1 土づくりの効果の確認のため、実証は場毎に実証前後の土壌分析は必須。なお、実証後の土壌分析は原則農作物の栽培後としますが、土づくり効果が適切に比較できるのであれば、土壌分析のタイミングについては問いません。また、クロロリドによる生育障害の可能性がある場合、散布前に堆肥の生物検定又は残留農薬分析を実施いただけます。

※2 実証は場における慣行の栽培条件と比較して、同種且つ同量の資材を施用する取組は対象外。

**対象となる資材**

堆肥※5 土壌改良資材※6 緑肥

※5 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき届出されたもの。また、肥料法に基づき届出された堆肥入り指定混合肥料や、肥料法に基づき登録された混合堆肥複合肥料も可。

※6 地力増進法の政令に基づき適切な品質表示がされた土壌改良資材。また、肥料法に基づき届出された土壌改良資材入り指定混合肥料も可。

補助率

補助対象者

定額、1/2以内等 農業者等

問い合わせ先

- ①の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 03-3502-5945
- ②の事業 農林水産省農産局農業環境対策課 03-3593-6495
- 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

国内肥料資源利用拡大対策事業

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合に実施する影響緩和対策に関する調査等を実施する。

事業内容

- ①施設整備等への支援
  - ア 堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援する。【補助上限額：20億円（畜産局事業は補助上限額なし）】
  - イ 温室効果ガスの排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための施設整備等を支援する。
- ②国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援
  - ア ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援する。【補助上限額：肥料の試作2百万円、それ以外3千万円（いずれも機械導入費を除く）（農産局事業のみ）（畜産局事業は補助上限額なし）】
  - イ 関係事業者間のマッチングや理解情勢等の取組を支援する。
- ③肥料価格急騰対策に関する調査
  - 国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行う。
- ④国内資源の肥料利用拡大に向けた調査
  - 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査する。



補助率

補助対象者

定額、1/2以内 民間団体等

問い合わせ先

- 農林水産省農産局技術普及課 03-6744-2107、農業環境対策課 03-3593-6495
- 畜産局畜産振興課 03-6744-7189、北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**資材の生産・販売**や**環境負荷低減**の取組を通じて生産された農林水産物を用いた**新商品の生産・販売**、**環境負荷低減農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入**等を支援する。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う**環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入**を支援する。

**事業内容**

**1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等**

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援する。

- 支援対象となる基盤確立事業の認定取組  
資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組
- 支援内容  
(ハード支援) 認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入  
(ソフト支援) 農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

**2. 農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に必要な機械・施設の導入**

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援する。

- 支援対象者  
ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者  
イ 特定計画で関連措置実施者(農林漁業者へ資材・機械の提供等を行う者)に位置付けられた事業者  
ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者



**○環境負荷低減の取組を行う農林漁業者への支援**



**補助率** 定額、1/2以内 **補助対象者** 民間団体等

**問い合わせ先** 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186  
北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807

地域のバイオマスを活用した**エネルギー地産地消**に取り組む事業者等が行う、**バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備**を支援するとともに、**バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等**を支援する。

**事業内容**

**1. 地産地消型バイオマスプラントの導入(施設整備)**

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備(マテリアル製造設備を含む)、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援する。

**2. バイオ液肥散布車等の導入(機械導入)**

メタン発酵後の副産物(バイオ液肥)の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援する。

**3. バイオ液肥の利用促進**

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布する(散布実証)。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農産物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を実証する(肥効分析)。
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図る(普及啓発)。



**補助率** 定額、1/2以内 **補助対象者** 地方公共団体、民間団体等

**問い合わせ先** 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進する。

地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援する。

## 事業内容

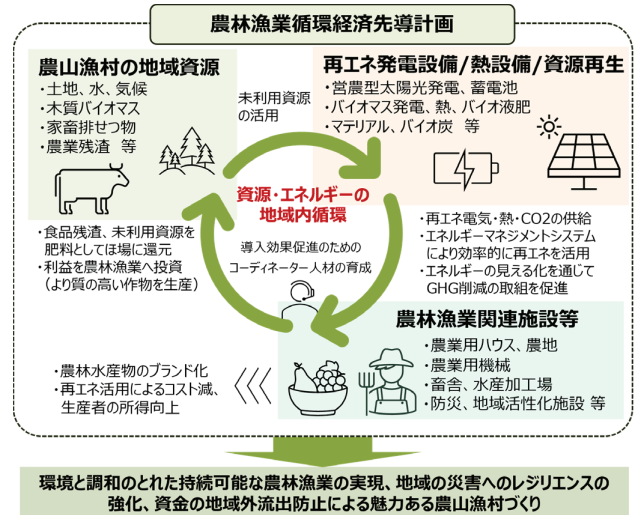
### 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援する。

- ・農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- ・課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- ・再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、付帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

### 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援する。



## 補助率

定額、1/2以内

## 補助対象者

地方公共団体、民間団体等

## 問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479、北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる排出抑制・適正回収・リサイクル等に向け、農業由来の廃プラスチック対策のモデルとなる地域の形成を支援する。

## 事業内容

農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域をつくるため、都道府県協議会・市町村協議会等が行う、農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う排出抑制のための普及啓発や紙・生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組を支援します。

### 〔支援内容〕

- （1）推進会議の開催
- （2）課題解決に向けた実証等
  - ①農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術の実証
  - ②農業由来の廃プラスチックの回収システムの実証
  - ③排出抑制に資する資材への転換
  - ④排出抑制のための普及啓発

※（1）及び（2）①又は②のいずれかの取組を必須

## 補助率

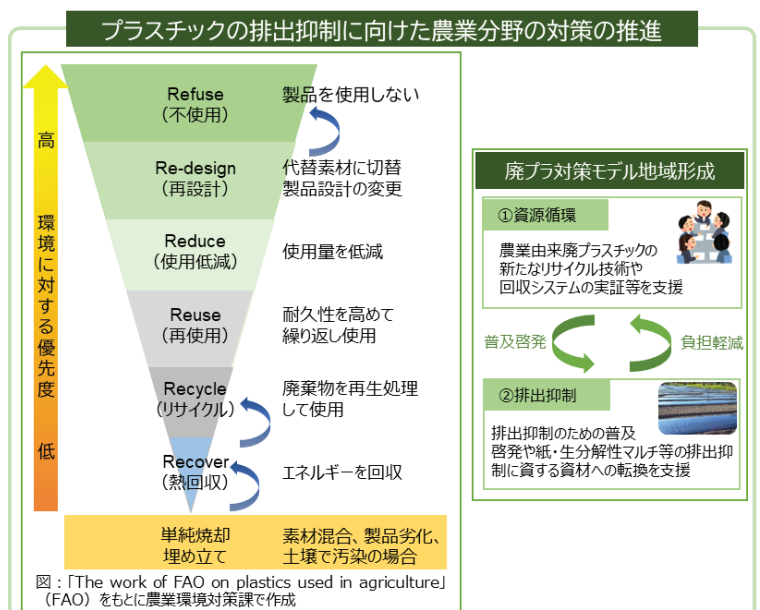
定額

## 補助対象者

都道府県、市町村又は農業由来廃プラスチック処理に関わる協議会等

## 問い合わせ先

農林水産省農産局園芸作物課 03-3593-6496  
北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807





有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情等に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援。

**事業内容**

**1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大**

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通、販売の取組を支援。

**【支援内容】**

- ①スマート農業技術等に関する機械等の導入  
(自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ②有機農業の拡大に向けた取組  
(ほ場での試験栽培、専用の保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

**【支援要件】**

- ①スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ②地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③みどり認定を受けている、又は申請を行っていること等の全ての要件を満たすこと

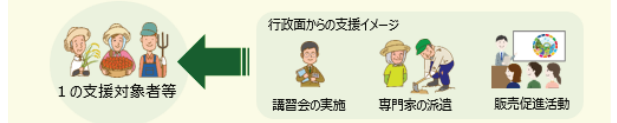
**2. 有機農業拡大支援**

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援。

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2. 有機農業拡大支援



**補助率**

定額、1/2以内

**補助対象者**

農業者、市町村、都道府県、協議会等

**問い合わせ先**

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2114  
北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

森林整備事業 <公共>

**事業内容**

森林吸収源の機能強化や国土強靱化に資する、林野火災対策、クマ・シカ等対策、森林の集積・集約化の加速化に向けた間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を推進します。

**補助対象物**

森林整備（間伐や再造林、路網整備等）

**補助率**

1/2、3/10 等

**補助対象者**

都道府県、市町村、森林所有者 等

**問い合わせ先**

林野庁 整備課 03-6744-2303  
北海道森林管理局 企画課 011-622-5228  
北海道 水産林務部 林務局 森林整備課 011-204-5505

**○間伐や再造林、路網整備等**

〈林業適地等における対応〉

省力・低コスト造林による再造林面積の確保  
路網整備の推進により再造林等を後押し



森林資源の循環利用

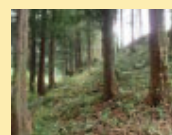
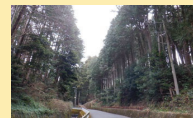
公益的機能の持続的発揮



**○豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化等**

公的主体による復旧・整備を推進

道路に近接する森林 奥地水源林  
林野火災や人身被害の多発するクマ類への対策となる森林整備を支援



防火林体の整備

緩衝林帯の整備

## 事業内容

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、**原木・木材製品等の生産体制の強化、森林の集積・集約化、スマート林業技術等の開発・実証と活用、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援**します。

## 補助対象物

路網整備、先進的な林業機械の導入、再生林の低コスト化、木材加工流通施設、森林資源情報のデジタル化、スマート林業技術の開発・実証と活用、木質系新素材の開発・実証、中高層建築物等におけるJAS構造材の建築物への利用実証、CLT等に係る技術開発や建築実証、木造公共建築物の整備、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化 等

## 補助率

1/2 等

## 補助対象者

民間団体 地方公共団体等

## 問い合わせ先

林野庁 計画課 03-6744-2082  
北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

参考URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/R8kettei-9.pdf>

### 林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の生産性向上・高付加価値化のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、先進的な林業機械の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備

### スマート林業・DX等 先端技術の実装の推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化
- 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等



自動運転フォワーダ

### 建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

- 中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- 木造公共建築物の整備
- 木材利用による温室効果ガス 排出削減効果の「見える」化 等



中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証

# 豊かな森づくり推進事業

## 事業内容

森林資源の循環利用の確立による林業・木材産業の成長産業化や、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の発揮に向けて、豊かな森づくりを推進するため、市町村と連携し森林所有者が計画的に実施する植林へ支援する。

## 補助対象物

造林公共事業の補助対象となった植林

## 補助率

26%（道16%、市町村10%）

## 補助対象者

森林所有者

## 特筆すべき要件等

- 共通：市町村が策定する「ふるさとの山づくり総合計画（R3～12年度）」及び森林経営計画等に基づく植林
  - ・ 循環利用タイプ：一定面積以下（最大10ha）の伐採跡地等における植林
  - ・ 集約化促進タイプ：売買等により取得した伐採跡地における植林
- 市町村有林及び大企業所有山林への植林は補助対象外

## 問い合わせ先

北海道 水産林務部 林務局 森林整備課 011-204-5506

参考URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/new23/mirai01.html>

### <事業実施イメージ>

カラマツを1ha植林した場合の例（令和7年度標準単価で試算）

※実際の負担額とは異なる場合があります

【対策前】

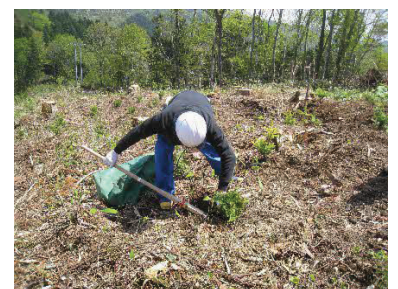
国費51% 約48万円	道費17% 約16万円	森林所有者負担32% 約30万円
----------------	----------------	---------------------

【対策後】

国費51% 約48万円	道費17% 約16万円	〈負担軽減〉26% 約24万円	6% 約6万円
----------------	----------------	--------------------	------------

公共事業

豊かな森づくり推進事業



## 事業内容

2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」を実現するとともに、花粉発生量の削減にも資するよう、DX等新技術の導入を図り、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

## 事業内容

[森林集約・循環成長対策]

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化の推進に向けて、林業の生産基盤強化や再生林の省力・低コスト化、公共建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。


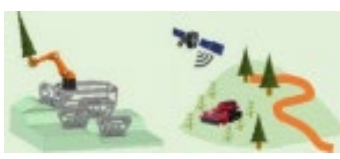
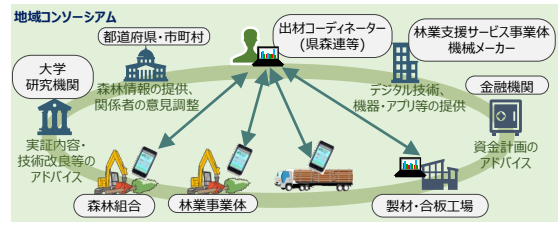
[木材等の付加価値向上・需要拡大対策]

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の推進等の取組を支援します。

[スマート林業・DX推進総合対策]

林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術の導入環境整備、スマート林業機械・機器等の開発・実証、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくりを支援します。

[スマート林業・DX推進総合対策]

<b>スマート林業 技術導入環 境整備 事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業分野への異分野企業等の参入を促す「森ハブ・プラットフォーム」の運営</li> <li>○スマート林業技術の安全確保のためのルール整備</li> <li>○林地台帳を効率的に更新するツールの整備等</li> </ul>
<b>戦略的技術 開発・実証 事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伐倒・集材等の素材生産や造林作業のスマート化に向けた林業機械・機器等の開発・実証を支援</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>架線集材機械の自動化・高出力化等      植栽機械や下刈り機械の自動化・林内走行性能の向上</p>
<b>デジタル 林業戦略 拠点構築 推進事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コンソーシアムによる林業のデジタル化・DXの実証活動を支援し、「デジタル林業戦略拠点」を構築</li> </ul>  <p>地域コンソーシアム(都道府県・市町村)が中心となり、大学・研究機関、森林情報の提供・関係者の意見調整、出材コーディネーター(県森連等)、林業支援サービス事業者・機械メーカー、デジタル技術・機器・アプリ等の提供、金融機関、資金計画のアドバイス、森林組合、林業事業者、製材・合板工場が連携するネットワークが示されています。</p>

[森林集約・循環成長対策]



[木材等の付加価値向上・需要拡大対策]



## 補助率

設備等、対象により、1/3、1/2、定額 等

## 補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体 等

## 問い合わせ先

林野庁 林政課 03-6744-1777  
北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

参考URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R8kettei.html>

## 事業内容

- ① エネルギー利用最適化診断事業  
中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、事業所全体における設備の運用改善や高効率設備への更新といった省エネ提案に加えて再エネ導入の提案を行う。
- ② 情報提供事業  
エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣等を支援する。

## 補助対象物

- ① エネルギー診断に係る費用の一部
- ② 講師派遣に係る費用

## 補助対象者

- ① 中小企業者又は会社法上の会社以外で、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所
- ② 地方公共団体、業界団体・民間組合等

## 問い合わせ先

（事務局）  
 ※現時点で事務局の問い合わせ先は未定。  
 北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

## エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。



### 【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

## 情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣



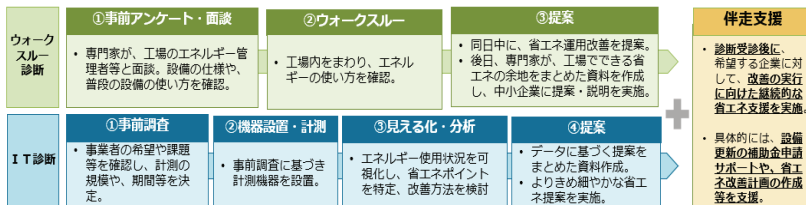
※現時点令和8年度事業が未定のため、上記は令和7年度公募内容をもとに記載しています。

## 事業内容

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、希望に沿った工場・事業所全体や設備単位のエネルギー管理状況の診断、または計測機器を用いた設備プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化・分析し、運用改善や設備投資等の提案を行います。

また、省エネ診断に加え、診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで診断機関による伴走支援を行います。

新たに、改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設し、進捗状況のフォローアップも強化します。



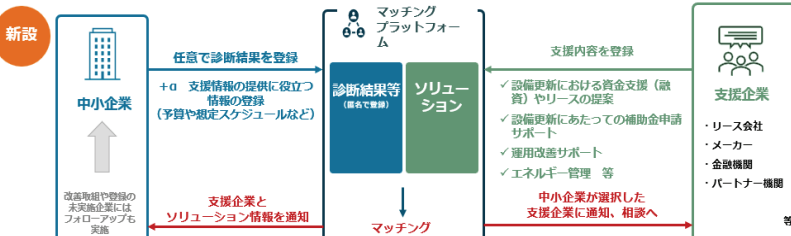
## 補助対象者

以下いずれかに該当する企業者・事業所

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所

## 問い合わせ先

（事務局）  
 ※現時点で事務局の問い合わせ先は未定。  
 北海道経済産業局 エネルギー対策課  
 011-709-1753



**事業内容** 工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新等を支援する。

## 補助率

- (I) 工場・事業場型
  - 中小企業：1/2以内、大企業：1/3以内 等
  - 補助上限額15億円 等 ※サプライチェーン連携枠を創設
- (II) 電化・脱炭素燃焼型 1/2以内 等
  - 補助上限額3億円 等
  - ※水素対応設備への改造等を補助対象に追加
- (III) 設備単位型 1/3以内 等
  - 補助上限額1億円 等
  - ※トップ性能枠では、新設も対象に追加 (GXⅢ類型創設)
- (IV) エネルギー需要最適化型
  - 中小企業：1/2以内、大企業：1/3以内
  - 補助上限額1億円

## 補助対象物

- (I) 設計費、設備費、工事費
- (II) 設備費、工事費  
(大企業は水素対応のための改造に限り工事費を含む)
- (III) 設備費
- (IV) 設計費、工事費、設備費

**補助対象者** 中小企業、大企業、地方公共団体等

## 問い合わせ先

(事務局) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
 (I) 先進枠&(II) : 03-5565-3840  
 (I) 一般枠/中小企業投資促進枠&サプライチェーン(SC)連携枠 : 03-5565-4463  
 (III) : ナビダイヤル 0570-01-5116 もしくは IP電話からの電話 042-303-0855 (IV) : 03-5565-4773  
 (担当官署) 北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

参考URL (工場事業型) : <https://sii.or.jp/koujou07r/>

参考URL (設備単位型) : <https://sii.or.jp/setsubi07r/>

(I) 工場・事業場型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助</li> <li>・ 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) 等</li> <li>・ 補助上限額：15億円 等</li> <li>※<b>サプライチェーン連携枠を創設</b></li> </ul>	<p>【平釜】</p>  <p>【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。</li> <li>・ 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し、3年で37.1%の省エネを実現予定。</li> </ul>
(II) 電化・脱炭素燃焼型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助</li> <li>・ 補助率：1/2 等</li> <li>・ 補助上限額：3億円 等</li> <li>※<b>水素対応設備への改造等を補助対象に追加</b></li> </ul>	<p>【キュボラ式】※コークスを使用</p>  <p>【誘導加熱式】※電気を使用</p> 
(III) 設備単位型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リストから選択する機器への更新を補助</li> <li>・ 補助率：1/3 等</li> <li>・ 補助上限額：1億円 等</li> <li>※<b>トップ性能枠では、新設も対象に追加 (GXⅢ類型創設)</b></li> </ul>	<p>【業務用給湯器】</p>  <p>【高効率空調】</p>  <p>【産業用モーター】</p> 
(IV) EMS型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EMS (エネルギーマネジメントシステム) の導入を補助</li> <li>・ 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)</li> <li>・ 補助上限額：1億円</li> </ul>	<p>【見える化システムによるロス検出】</p>  <p>【AIによる負エネルギー最適運転】</p> 

## 事業内容

廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。  
 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

## 補助対象物

廃棄物発電設備、廃棄物処理熱利用設備、  
 上記電気や熱の活用設備 等

## 補助率

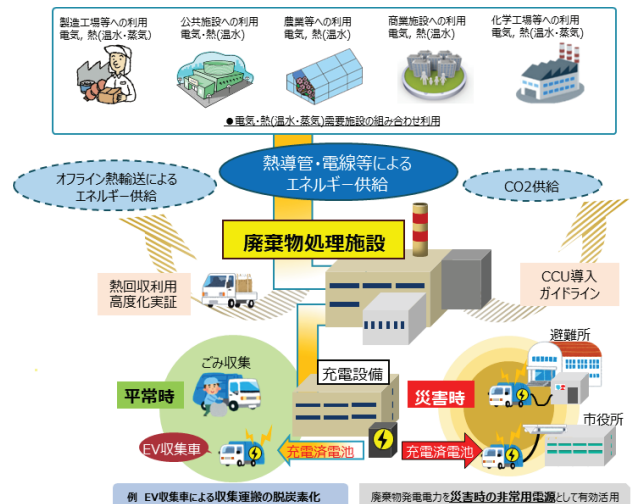
- (1) 交付金
  - ・ 廃棄物処理施設新設：1/2または1/3 改良：1/2交付
  - ・ 計画・調査策定：1/3交付
- (2) 補助金
  - ・ 廃棄物処理施設新設：1/2、1/3 改良：1/2補助
  - ・ 電力利活用設備：1/2補助
  - ・ 廃棄物処理熱を利活用するための設備：1/2補助
  - ・ FS調査：定額補助
- (3) 委託・補助金
  - ・ 廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業 (委託、2/3補)

## 補助対象者

市町村、民間団体等

## 問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

廃棄物エネルギーを利活用した地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化につなげるため、再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援する。これにより、CO2排出削減に加え廃棄物処理施設を自立分散型エネルギー源とし、創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。

**補助対象物**

廃熱を高効率で利用・熱回収する設備等の設置・改良  
 (熱や電気等を施設外でも確実に利用すること)  
 廃棄物から燃料を製造する設備  
 (製造した燃料が地域内産業で確実に使用されること)

**補助率**

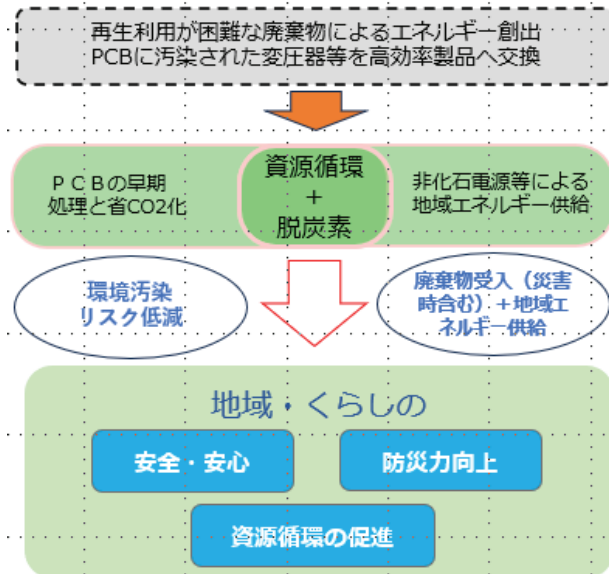
補助対象経費の1/3  
 熱回収 (上限1.5億円) 燃料製造 (上限1億円)

**補助対象者**

民間事業者・団体

**問い合わせ先**

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 03-6205-4903  
 廃棄物規制担当参事官室 03-6457-9096  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図るため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換 (リースによる導入も対象) に要する費用の一部を補助する。

**補助対象物**

PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の調査、  
 PCB汚染変圧器を高効率変圧器への交換

**補助率**

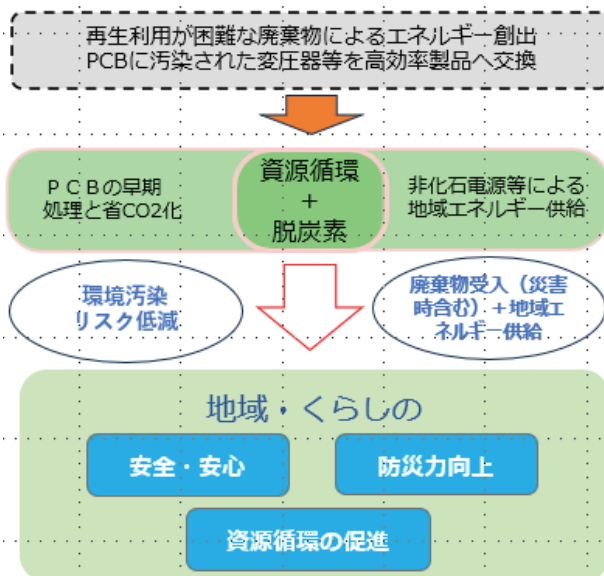
PCB使用疑い変圧器への分析調査事業費 1/10  
 高効率機器への交換に係る事業費 1/3 (上限100万円)  
 ※リースによる導入の場合も同様の補助率

**補助対象者**

民間事業者・団体

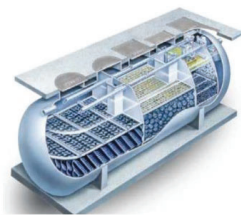
**問い合わせ先**

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 03-6205-4903  
 廃棄物規制担当参事官室 03-6457-9096  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロウ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援する。



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロウ



スクリーン

画像提供：（一社）浄化槽システム協会

## 補助対象物

高効率機器（高効率ブロウ等）、省エネ型浄化槽、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システム  
高効率機器・省エネ型浄化槽・浄化槽システムと併せて導入する再エネ設備

## 補助率

1/2

## 補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

## 問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

# プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

## 事業内容

- ①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助
  - ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
  - ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。
  - ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
  - ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
  - ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ②再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助
  - ・再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。

## 補助対象物

リサイクル・リユース設備  
再生可能資源由来素材等の製造設備



金属破砕・選別設備

## 補助率

中小企業者：1/2 その他：1/3

## 補助対象者

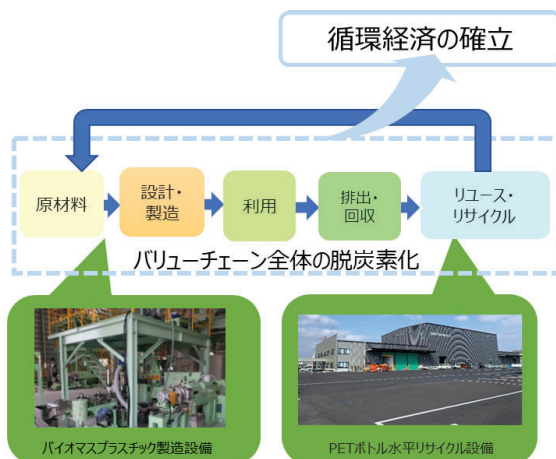
民間事業者・団体等



太陽光発電設備  
リサイクル設備

## 問い合わせ先

環境再生・資源循環局 総務課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153  
②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 電話：011-299-2460



**事業内容**

サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

**補助対象物**

廃プラスチックや金属などの分離回収設備 等

**補助率**

中小企業者：1/2 その他：1/3

**補助対象者**

民間事業者・団体、大学、研究機関等

**問い合わせ先**

環境省 環境再生・資源循環局資源循環課	03-6206-1871
資源循環ビジネス推進室	03-6206-1875
容器包装・プラスチック資源循環室	03-5501-3153
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	011-299-2460



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

循環資源利用促進設備整備費補助金

**事業内容**

産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に要する経費の一部を補助する。

**補助対象物**

設備の整備費用

- ① 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備の整備
- ② 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備

**補助率**

1/2 以内  
 (汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、廃石膏ボードのリサイクルに係る設備の整備 2/3 以内)  
 上限額あり

**補助対象者**

道内に事業所を置く事業者

**問い合わせ先**

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196



## 事業内容

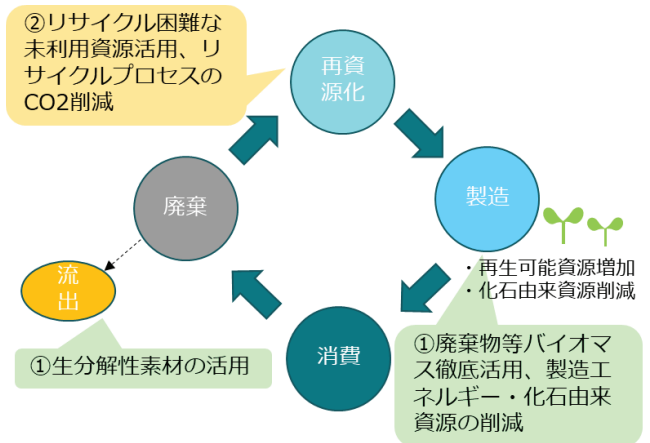
国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するために、スタートアップ企業が行うものを含め、化石由来資源の代替素材への転換やリサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築を支援する。

## ①化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を支援する。

## ②リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を支援する。



## 補助率

中小企業：1/2 その他：1/3

## 補助対象者

民間事業者・団体・大学・研究機関等

## 問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

容器包装・プラスチック資源循環室

水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

03-6205-4903

03-5501-3153

03-6205-4934

011-299-2460

## リサイクル技術研究開発補助金

## 事業内容

産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る技術の研究開発に要する費用の一部を補助する。

## 補助対象物

研究開発に要する費用

原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、賃金、特許実施費、先行技術等調査費、（機器等の）リース料・レンタル料、機械購入費

## 補助率

中小企業 2/3 以内

それ以外 1/2 以内

上限1,000万円

## 補助対象者

道内に事業所を置く事業者又はグループ

## 問い合わせ先

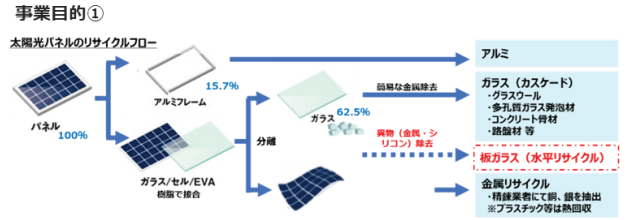
北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196

**事業内容**

再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

**補助対象物**

少量のレアメタル含有製品、バッテリー等の再エネ関連製品、アルミ、ガラス等のベース素材等の省エネ型リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価



**補助率**

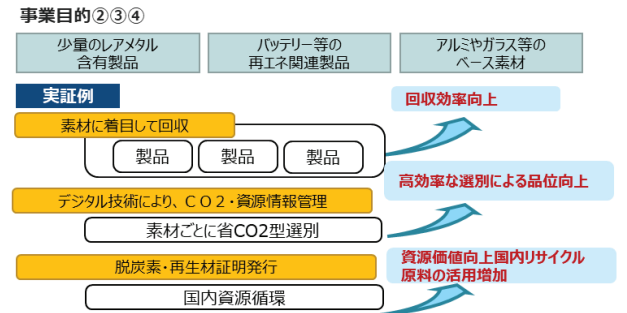
中小企業：1/2 その他：1/3

**補助対象者**

民間事業者・団体、大学、研究機関

**問い合わせ先**

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**リサイクル産業創出事業費補助金**

**事業内容**

新たなリサイクル産業の創出を図り、循環型社会の形成を推進するために、企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた調査研究や事業実施に向けた課題解決のための取組に対して支援する。

**補助対象物**

- (1) リサイクル製品の市場投入に先立ち行う実証試験（試作品作成を含む）又は市場調査
  - (2) リサイクル製品（試作品）の改良
  - (3) 展示会を活用したニーズ調査、戦略（事業計画）策定のために行う調査
- ※(2)の事業と同時に実施することが条件

**補助率**

中小企業 3/4以内（上限500万円）  
 大企業 1/2以内（上限500万円）

**補助対象者**

リサイクル業者（民間・NPO）

**問い合わせ先**

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新産業係  
 011-204-5668

**事業イメージ（補助対象事業例）**

(1) (リサイクル製品の市場投入に先立ち行う) 実証試験（試作品作成を含む）又は市場調査

- ① 基礎研究、応用研究を終えたリサイクル製品の製造や試作品の作成、実証試験の経費を補助します。
- ② 上記段階のリサイクル製品や試作品の購入者ニーズ調査、販路開拓に向けた市場調査の経費を補助します。（直営調査、外部委託も可）



(2) リサイクル製品（試作品）の改良

既に販売中のリサイクル製品（試作品を含む）の改良に係る経費、製造機器の改造に向けた経費を補助します。



(3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査

① リサイクル製品の販路拡大に向けた（道内外）展示会への出展経費を補助します。

- 〔 ビジネスEXPO、環境広場さっぽろ（札幌）エコプロ（東京）への出展 など 〕



② リサイクル製品の原料調達～開発～製造～実証試験～販売に向けた事業戦略の策定に係る調査費用を補助します。

- 〔 産廃の入手方法、製造工場までの運搬コスト、製品の環境影響分析、物流コスト、販売額の算定 など 〕



**過去の採択事業例**

- ① 廃自動車ガラスを活用したリサイクル製品開発、市場調査
- ② 下水汚泥を原料とした無臭コンポスト化実証事業
- ③ 水産廃棄物を原料とした機能性食品の開発、実証試験
- ④ ホタテ貝殻を利用した肥料製造事業

## 事業内容

「北海道認定リサイクル製品」の認定を受けるために要した経費の一部を補助する。

## 補助対象物

認定を受けるために実施した試験分析費

## 補助率

中小企業 2/3 以内  
それ以外 1/2 以内  
上限額あり

## 補助対象者

北海道認定リサイクル製品の認定を受けた事業者

## 問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196

## 事業内容

サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

## 補助対象物

革新的GX製品のリサイクルシステムの実証事業費・設備費 等  
例：廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムに必要な実証や設備

## 補助率

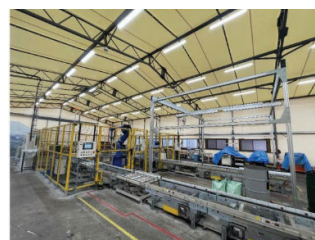
中小企業：1/2 その他：1/3

## 補助対象者

民間事業者・団体、大学、研究機関等

## 問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局資源循環課 03-6206-1871  
資源循環ビジネス推進室 03-6206-1875  
容器包装・プラスチック資源循環室 03-5501-3153  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

事業内容

①省CO2型システムへの改修支援事業

CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を支援  
 ※蒸気システム,空調システム,給湯システム,工業炉,CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外  
 ※複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

②DX型CO2削減対策実行支援事業

DXシステムを用いた即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援（2カ年以内）

③工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

補助対象物

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善

補助率

- ①1/3（上限1億円または5億円）
- ②3/4（上限200万円）
- ③委託事業

補助対象者

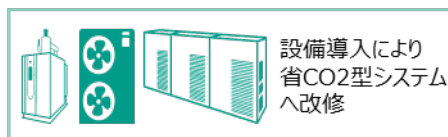
民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

① 省CO2型システムへの改修支援事業

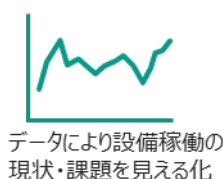
補助事業の実施



補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果が見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業



- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

**事業内容**

産業競争力強化や、地方分散化による災害リスクの軽減、地域の活性化、人口減少対策、環境保全のためにはデジタル化・生成AI活用等の加速が急務であり、今後、データセンター等の需要拡大に伴うCO2排出量の増加が見込まれる。そこで、環境配慮型のデジタル関連技術等の開発・実証等を通じて、その実用化と社会実装を加速する。

**補助対象物**

・デジタル基盤の環境配慮技術の開発・実証

データセンター等デジタル基盤の省CO2に資する新しい環境配慮技術（冷却技術・システムや最適化技術等）の開発・実証を支援。

**補助率**

1/2

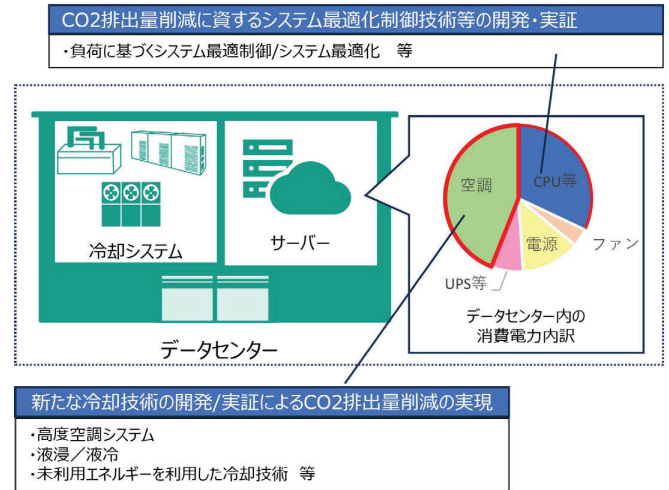
**補助対象者**

民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

データセンター等のデジタル基盤におけるCO2排出量削減に資する技術の開発・実証を実施し脱炭素化を推進



**事業内容**

データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

**補助対象物**

データセンターの設備等導入

**補助率**

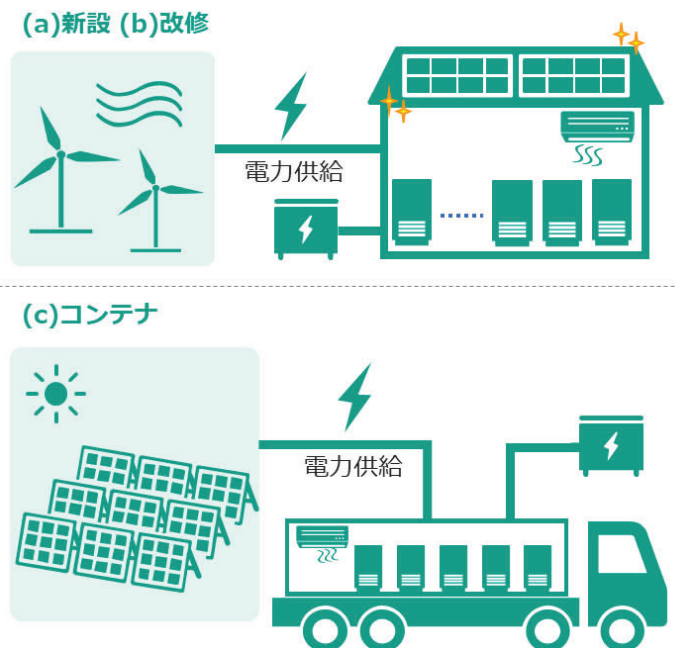
1/3

**補助対象者**

民間事業者・団体等

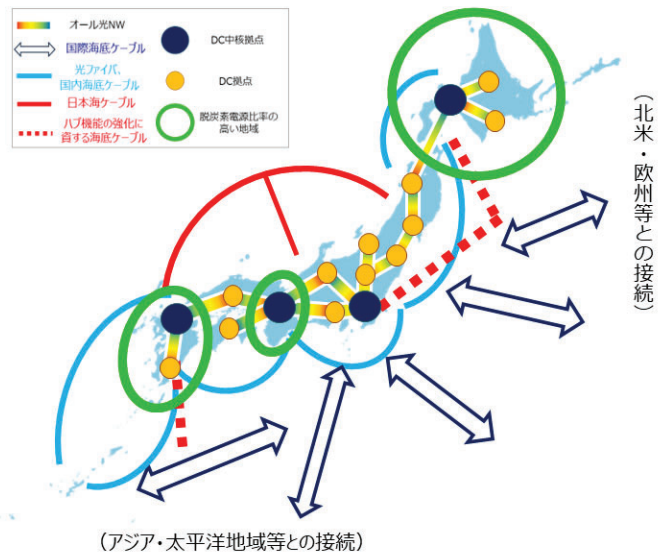
**問い合わせ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

AI活用を通じたDXの加速化、成長と脱炭素の同時実現、国土強靱化に向け、電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）による通信インフラの整備のため、特定の地域に集中するデータセンター、海底ケーブル等の更なる分散立地に向けた支援を実施。



2030年代の我が国のデジタルインフラ（イメージ）

## 補助対象物

データセンター、海底ケーブル等

## 施策の効果

電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、電力インフラから見て望ましい地域（脱炭素電力が豊富な地域を含む）や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、電力と通信インフラを整合的・計画的に整備し、データセンター等の地方分散を推進。

## 参考URL

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/digital\\_infrastructure/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/digital_infrastructure/index.html)



## 問い合わせ先

北海道総合通信局 電気通信事業課 011-709-2311(内4703) [jgo-hokkaido@soumu.go.jp](mailto:jgo-hokkaido@soumu.go.jp)

# ゼロエミッション船等の建造促進事業

## 事業内容

新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

## 補助対象物

- ・ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- ・上記船舶用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



## 補助率

中小企業：1/2 大企業等：1/3、

## 補助対象者

民間事業者・団体

## 問い合わせ先

造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

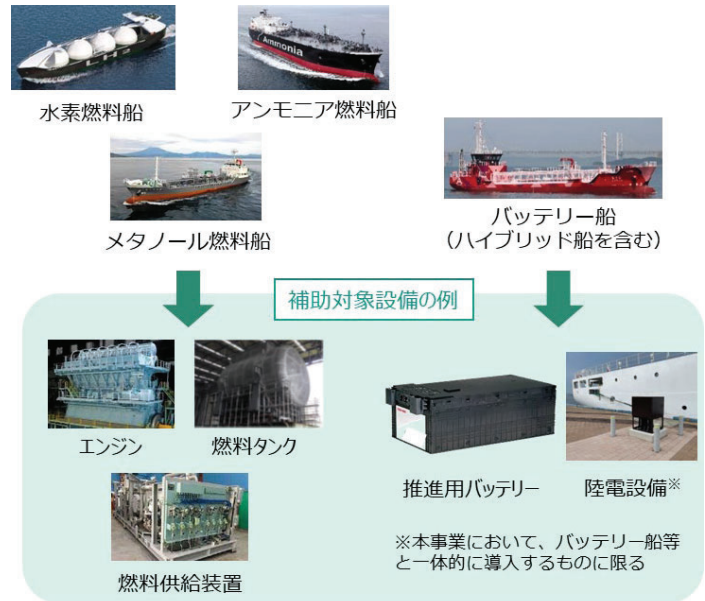
環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8303  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 事業内容

ゼロエミッション船等の導入を加速するため、当該船舶の導入に対して補助を行う。

## 補助対象物

海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けるとともに、非化石エネルギー転換目標を作成する海運事業者等に対して、ゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給装置、推進用バッテリー、陸電設備等の導入に係る費用の一部を補助する。



## 補助率

メタノール燃料船：1/2  
ハイブリッド船：1/3

## 補助対象者

民間事業者・団体

## 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8303  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

国民に安心して高品質な水産物を安定的に供給し、輸出拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、**拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進**する。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、**海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・造成、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化及び長寿命化対策**を推進する。さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、**就労環境改善対策**や**漁村インフラの整備**等を推進する。

## 事業内容

### 1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ①水産物の流通機能強化に向け、**漁船大型化への対応**や**拠点漁港等を中心とした機能再編・集約及び衛生管理対策**を推進する。
- ②養殖生産拠点の形成に向け、**消波堤整備等による養殖適地の創出**や**漁港水域を活用した養殖環境の確保**とともに、**効率的な出荷体制の構築**等に対応した一体的な施設整備を推進する。

### 2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靱化対策

- ①水産資源の回復を図るため、資源管理と連携しつつ、**海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した種苗生産体制の強化、漁場の整備及び藻場・干潟の保全・造成**等を推進する。
- ②大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、**漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による防災減災対策**を推進する。
- ③将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する**漁港施設の長寿命化対策**を推進する。

### 3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ①地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による**漁港の就労環境改善対策**等を推進する。
- ②漁村における漁業集落排水施設等の**生活環境改善対策**等を推進する。

## 補助率

1/2等

## 補助対象者

地方公共団体、水産業協同組合

## 問い合わせ先

水産庁計画・海業政策課 03-3502-8491

## 事業内容

海峡・離島を中心に適地が存在し、潮汐力によって安定して発電する利点のある潮流発電の海底固定型・浮体式潮流発電機の導入から運用までの技術を確認し、地域共生型の潮流発電の事業モデルを構築する実証事業を支援する。

## 補助対象物

- ①海底固定型潮流発電機の長期信頼性の技術検証事業
- ②浮体式潮流発電機の導入から運用までの技術実証事業

## 補助率

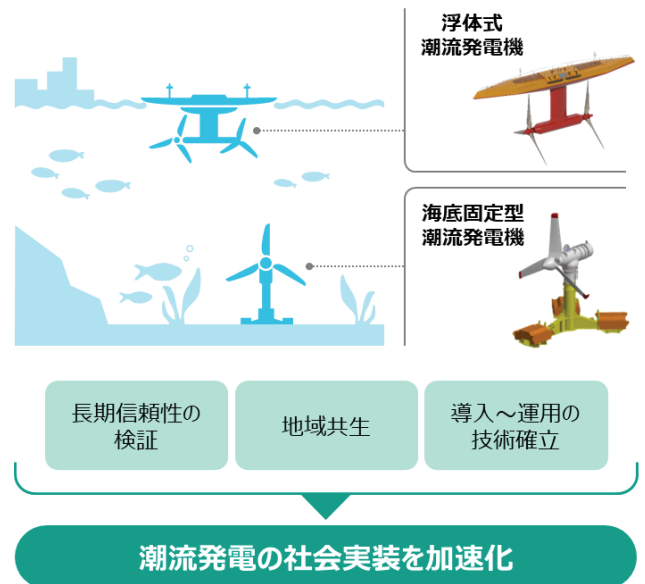
2/3

## 補助対象者

民間事業者・団体

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

- ①地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証  
 地方公共団体や関係省庁との連携による、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を支援する。
- ②技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証  
 相対的なCO2削減効果が大いものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進展しない脱炭素技術について、開発・実証事業を支援する。
- ③スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）  
 新規産業の創出・成長を目的に、創造的・革新的な脱炭素技術を有する事業者を支援する。

## 補助率

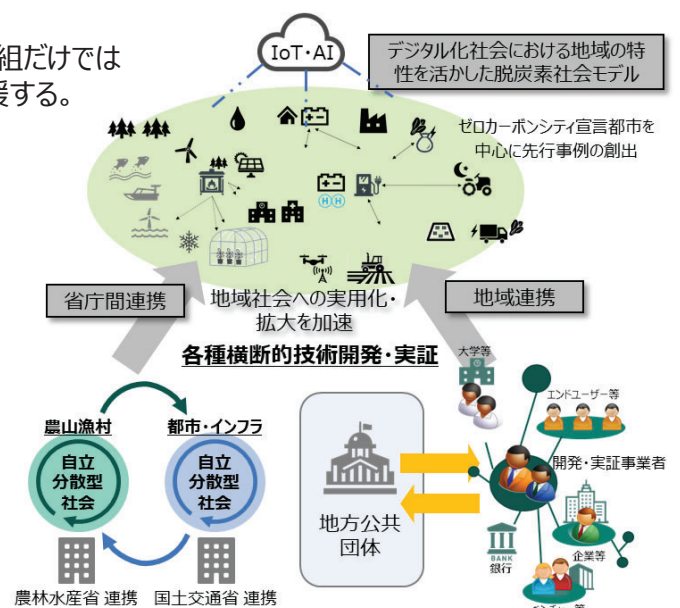
- ①②1/2 ③定額

## 補助対象者

民間事業者・団体・大学・研究機関等

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460





事業内容

省エネルギー、新エネルギー、水素・アンモニア・合成燃料等の次世代エネルギーや資源循環産業における技術開発や実証研究、製品・サービス開発や事業化を支援する。

補助対象事業

- 道内事業者による環境関連の技術開発や実証等で、次のいずれかを満たす事業
  - 道内の大学、高等専門学校、公設試験研究機関のいずれかと連携して行う技術・サービス開発及び実証研究
  - 道内事業者が有する技術や開発した製品・サービスを核として複数事業者がコンソーシアムを組んで連携した実証等
- 道内事業者（単独）による環境関連の製品・サービスの開発とその事業化のための事業
  - 製品、サービスの有効性、環境影響調査や、コスト算定等を目的とした試作品の作成や改良
  - ①に併せて行う収益性及び販路等のマーケティングを目的とした市場調査

補助率

- 2/3 以内（上限1,000万円）
- 2/3 以内（上限300万円）

補助対象者

- 道内事業者（法人・NPO）
- ①を含む共同体（要コンソ協定）

問い合わせ先

北海道 経済部 G X 推進局 G X 推進課 新産業係  
011-204-5668

補助対象事業イメージ

1. 技術や製品、サービスの開発・実証

環境・エネルギー関連機器の開発、試作、実証の経費を補助します。

- 積雪寒冷地型ソーラーカーボートの開発
- 太陽光、地中熱ヒートポンプを融合した農業ハウスの開発
- HEMSを活用した高断熱型省エネ住宅の開発、データ取得試験



2. 技術や製品の改良、コスト算定、サービスの効果検証を目的とした実証

開発した環境・エネルギー関連機器、試作品の改良や性能・効果検証の経費を補助します。

- 積雪寒冷地型ソーラーパネル・架台の改良、強度・耐用試験
- 積雪寒冷地型 地中熱ヒートポンプの省エネ効果の検証試験
- 強風に適した風力発電機の改良、実証試験



3. 道外の製品・技術・サービスを道内に導入・事業化するための実証・市場調査

道外で開発された技術・製品・サービスを道内に導入するために必要な改良、効果検証のために行う実証試験、市場調査の経費を補助します。

- 積雪寒冷地型EVの開発、走行試験
- 低温時にも蓄電効果が持続する高性能な蓄電池の開発
- 太陽光、風力発電、木質バイオマス等を組み合わせた自立分散型エネルギーシステム実証試験
- 地域密着型小規模発電事業に向けた市場調査



※本事業は、令和8年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

事業内容

中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。

補助対象経費

物品費（設備備品、消耗品など）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、技術導入費、マーケティング調査費、賃貸借費など）、委託費、間接経費

申請枠・補助上限額・補助率

※詳細は、正式な公募の際にご案内します。

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	単年度 4,500万円以下 2年間合計 7,500万円以下 3年間合計 9,750万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等 2/3以内</li> <li>大学・公設試等 定額</li> </ul>
大型研究開発枠	単年度 1億円以下 2年間合計 2億円以下 3年間合計 3億円以下	



問い合わせ先 北海道経済産業局 産業技術革新課 011-709-5441

参考URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/260114001.html>

## 事業内容

道内中小企業等が、人口減少に伴う市場の縮小やゼロカーボン、デジタルトランスフォーメーションといった新たな社会経済情勢の変化に対応するため、マーケティングやコンサルタント等招へい、人材育成・確保や商品開発など競争力強化に向けた取組を支援する。

## 補助対象事業等

事業区分	補助限度額	補助率
マーケティング支援事業	〈道外実施・オンライン〉 100万円 〈海外実施〉 200万円	1/2以内
コンサルタント等招へい支援事業	100万円	1/2以内
産業人材育成・確保支援事業	〈育成事業〉 50万円 〈確保事業〉 60万円	1/2以内
市場対応型製品開発支援事業	〈一般〉 300万円 〈特定産業分野・共同研究開発〉 500万円	1/2以内

## 補助対象者

道内の中小企業者等

## 問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 011-204-5311

※現時点で令和8年度事業が未定のため、上記は、令和7年度の公募内容をもとに記載しています。

## 事業内容

CCU（人工光合成も含むCO2の分離回収・有効利用を行う技術）の技術導入支援や技術実証、事業モデルの構築等の社会実装を支援する。

- ①CCU導入促進補助事業  
地域でのCCU事業の形成、コスト低減を促進するために、CCU技術の導入補助を行う。
- ②地域での炭素循環事業モデル実証事業（民間事業者）  
CO2回収からCCU製品製造、地域での利活用までのCCUサプライチェーンを構築する技術実証を行う。

## 補助対象物

- ①CCU事業の形成、CCU技術の導入
- ②CCUサプライチェーンを構築する技術実証

## 補助率

- ①1/3等
- ②2/3

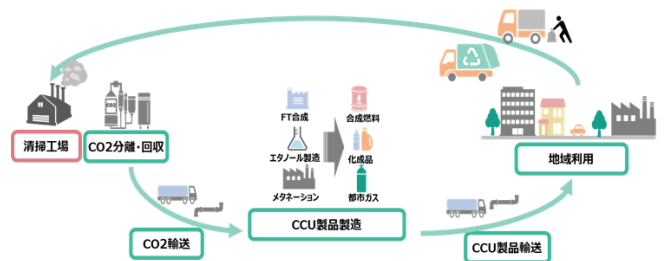
## 補助対象者

民間事業者・団体、大学、公的研究機関 等

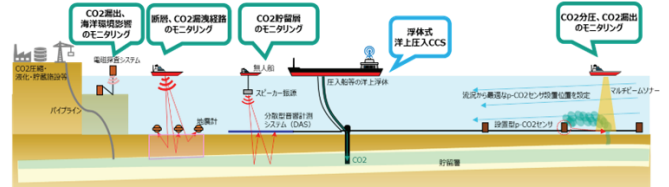
## 問い合わせ先

- ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課、環境再生・資源循環局 資源循環課 0570-028-341、03-6205-4903
- ②環境省 地球環境局 地球温暖化対策課、環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 0570-028-341、03-5521-9273  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

公共施設を主体とした地域炭素循環事業のイメージ



CCSモニタリングのイメージ



## 事業内容

中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。

## 補助対象経費

- <共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費  
 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

## 申請枠・補助上限額・補助率

申請枠	要件	補助上限額 ※1		補助率 ※3	
製品・サービス 高付加価値化枠	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	1～5人	750万円	} ※2	中小：1/2 小規模・再生：2/3
		6～20人	1,000万円		
		21～50人	1,500万円		
		51人以上	2,500万円		
グローバル枠	海外事業の実施による国内の生産性向上	3,000万円		中小：1/2 小規模：2/3	

※1：大幅賃上げ特例措置適用の場合は、補助上限額を100～1,000万円上乘せ

※2：従業員規模で補助上限額は異なる

※3：最低賃金引上げ特例の場合は、補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）

## 問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013  
 北海道経済産業局 産業技術革新課 011-709-5441

参考URL：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

## 事業内容

地域金融機関・商工会議所等の経済団体と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目的とする、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築を進めるモデル事業を創出・支援する。

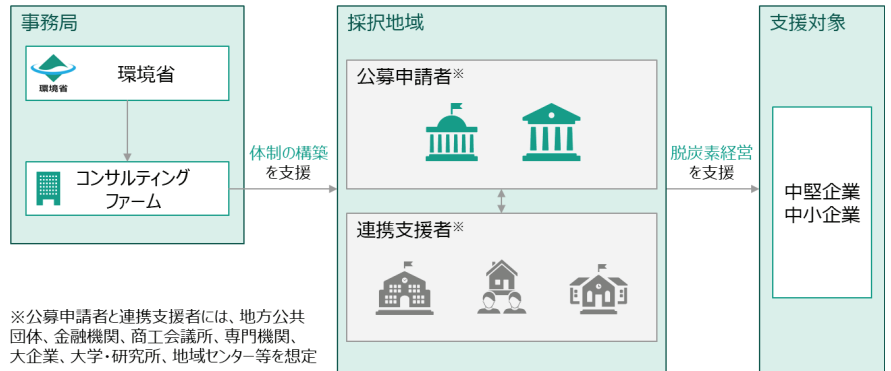
## 支援内容

地域内の中堅・中小企業が取り組む脱炭素経営を支援するための地域の体制構築に対して、情報提供や地域が必要とするサポートを行う。

## 支援対象者

地方公共団体・民間事業者・他団体

## 事業イメージ



## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## 事業内容

### ○地域脱炭素融資促進利子補給事業

※金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

### ○バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

①バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

②排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

## 補助対象物

脱炭素に資する設備投資に対する融資

## 補助率

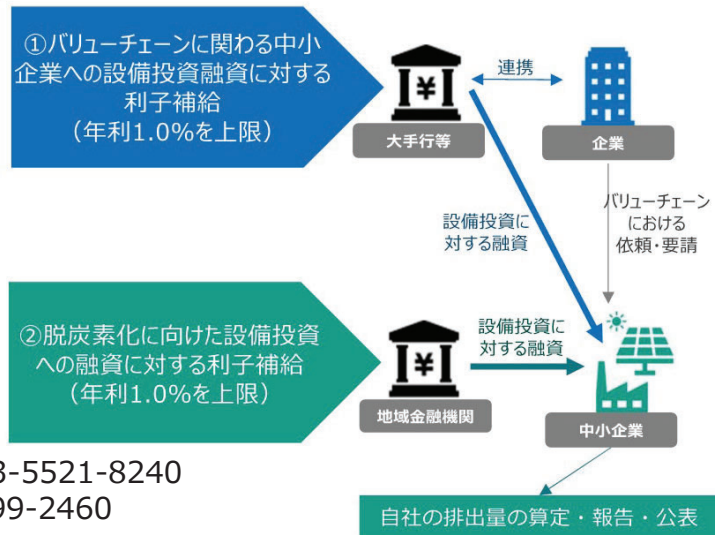
利子補給利率：年利1.0%を限度

## 補助対象者

金融機関

## 問い合わせ先

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図るため、「中小企業総合振興資金融資制度」の推進に必要な資金を金融機関に預託して、中小企業者等に対する融資を促進する。

## 融資対象

- ・省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等を導入する中小企業者
  - ・省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化を図る中小企業者
- 対象貸付：ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付【政策サポート】（環境・エネルギー）

## 融資金額

1億円以内

## 融資利率・期間

1.4～2.0%  
1年超10年以内（うち、据置1年以内）

## 問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 011-204-5346

※現時点で令和8年度事業が未定のため、上記は、令和7年度の内容をもとに記載しています。

# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）

## 事業内容

JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を支援します。

### ①JCM設備補助事業

JCMパートナー国に優れた脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等を実施する。

### ②水素等新技術導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施する。

（令和8年度は継続案件のみ）

## 補助率

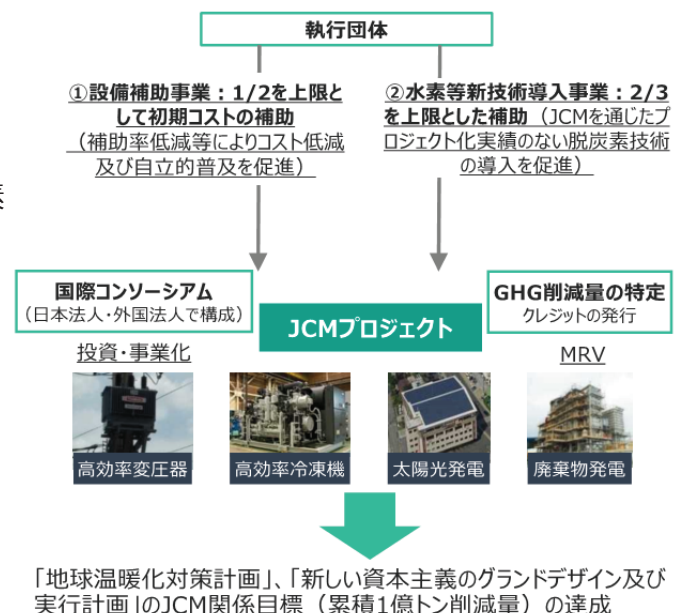
間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）

## 補助対象者

民間事業者・団体等

## 問い合わせ先

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 03-5521-8246  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

リース業界におけるESGの取組の拡大、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等のサポートを目的に、バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等がリースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助する。

## 補助対象物

脱炭素に資する設備投資に対する融資

## 補助率

リース料総額の一定割合（1%～6%※）

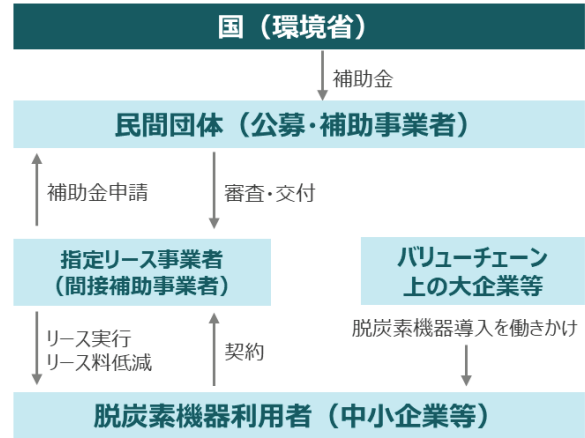
※機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。  
先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大2%補助率を上乘せする。

## 補助対象者

民間事業者・団体

## 問い合わせ先

大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



<脱炭素機器の例>  
ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵庫設備 等

# グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業

## 事業内容

本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

- (1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）
  - ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
  - ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進
- (2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）
  - ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
  - ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助
- (3) ESG地域金融実践促進事業（委託）
  - ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発
- (4) ESG金融主流化事業（委託）
  - ・ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

## 補助率

間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）

## 補助対象者

民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）

## 問い合わせ先

環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



## 事業内容

北海道におけるGX産業の集積及び札幌市における金融機能の強化集積を図るため、道から認定を受けた事業計画に基づき道内で新たにGX事業又は金融事業を実施する対象事業者等の、道税の課税免除を行う。

## 対象事業

～ 北海道の再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業 ～				
GX事業	洋上風力関連産業	合成燃料関連産業	水素関連産業	蓄電池関連産業
	次世代半導体関連産業	データセンター関連産業	海底直流送電関連産業	電気又は水素運搬船関連産業
	再生可能エネルギー関連産業(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱等)			
上記の分野ごとに規則で定める業種に関する事業(研究開発、製品の開発・生産・製造、役務提供等)				
金融事業	金融商品取引業のうち、GX産業への投資を呼び込む事業(投資取引仲介、ファンド募集、投資助言、投資運用等)			
	金融機能の強化集積に資するフィンテック(デジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業)			

## 措置の内容

- ・法人道民税(均等割除)、法人事業税、道固定資産税(※1)：最大10年免除(※2)
- ・不動産取得税(※1)：最大全額免除

※1 道固定資産税及び不動産取得税の課税免除は、GX事業のみ対象

※2 GX事業は、1～5年目最大全額、6～10年目最大1/2

## 特筆すべき要件等

道ホームページをご確認ください。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/205750.html)

## 問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 011-206-9094

## 事業内容

地域が実施する地域の魅力を活かした観光地づくりの推進に対して支援しており、ゼロカーボンやアドベンチャートラベル等の推進や持続可能な観光に資する受入環境整備を支援。

## 対象

地域の観光資源を活用した商品づくりや二次交通の整備など

## 金額

事業区分	交付対象者	金額
地域単独事業	観光関連団体	上限 200万円
広域連携事業	観光関連団体	上限 400万円
DMO枠	道内候補・登録DMO	上限 1,000万円
サステナブル枠	観光関連団体	上限 500万円

## 対象者

観光関連団体、DMO

## 問い合わせ先

北海道 経済部観光局 観光振興課 011-204-5303

### ★事業例(ゼロカーボン①)

#### 「エコモビリティ」

二次交通の不足への対応として、電動トゥクトゥクを活用して自走可能な環境に優しい二次交通モデルの構築を図った。



### ★事業例(ゼロカーボン②)

#### 「ブルーカーボンツアー」

地球温暖化等の漁業への影響をテーマに環境(持続可能性)について学べる教育旅行向けの体験観光プログラムを造成。



事業内容

脱炭素・資源循環・ネイチャーポジティブの実現を目的とし、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら「デコ活」（新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進する。

「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開や、地球温暖化推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。

補助対象物

デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

補助率

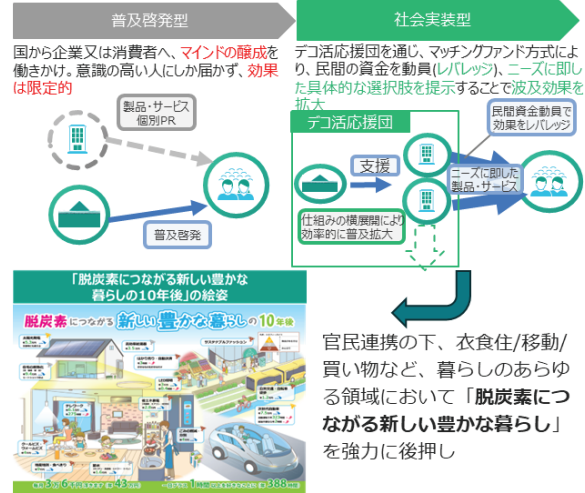
定額（1/3相当）

補助対象者

地方公共団体、民間企業・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室(デコ活応援隊) 03-5521-8341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

道内炭層エネルギー等利活用促進事業費

事業内容

環境負荷の低減に資する新たな道内炭の活用方法に関する研究の促進やこうした研究動向などに対する道民への理解促進を図る。

補助対象物

道内産炭地域の炭層（炭層そのもののほか、炭層に含まれる資源、炭層に設けられた坑道等の資産を含む。）を活用した環境負荷の低減に資するクリーンコール技術の実証試験に要する経費

補助率

1/2以内

補助対象者

市町村又は、市町村と民間事業者等のコンソーシアム

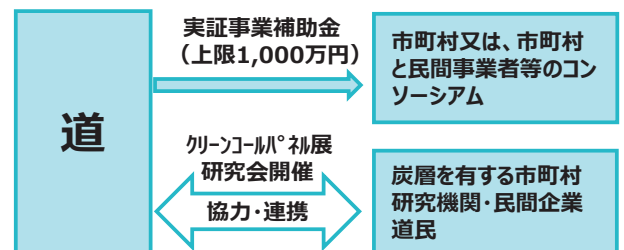
特筆すべき要件等

事業計画の募集等は別途お知らせします。

問い合わせ先

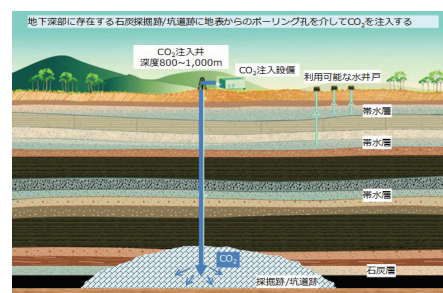
北海道 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課 産炭地振興係 011-204-5321

実施イメージ



補助対象となる実証試験の例

- 炭層メタンガス生産・利活用技術
- 石炭地下ガス化技術
- 二酸化炭素回収・利用・貯留技術
- 露頭炭と地域バイオマス等の混焼技術 など



【二酸化炭素貯留技術実証試験の例】



## 事業内容

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援する。

## 補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、提案事業等

### 【脱炭素に資する取組に対する支援】

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- 脱炭素先地域において実施する事業の国費率を嵩上げ

## 補助率

40%（脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては45%）

## 補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会

## 問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5879）

参考URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001720132.pdf>

## ▼都市再生整備計画事業の概要▼



## ▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



## 事業内容

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。

## 補助対象物

公共的空間、駐車場、自転車駐車場、バリアフリー交通施設、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備等

### 【脱炭素に資する取組に対する支援】

- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等及び分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム等）の整備

## 補助率

1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、脱炭素先行地域において実施する事業等）

## 補助対象者

交付金：地方公共団体  
 補助金：法定協議会、都市再生推進法人、独立行政法人都市再生機構、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

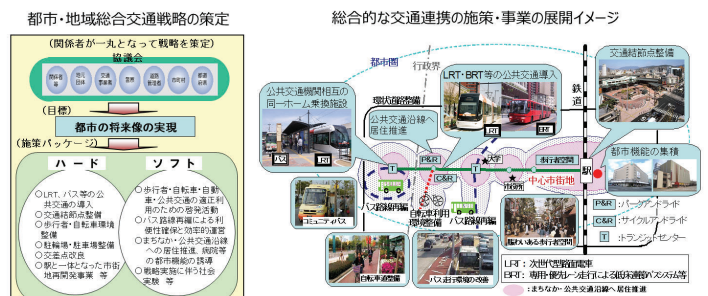
## 問い合わせ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 03-5253-8111（内線32834）  
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5878）

参考URL：[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_gairo\\_fr\\_000015.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_fr_000015.html)

## ▼都市・地域総合交通戦略の概要▼

関係する主体が共通目標のもと連携・運動し、必要な施策・事業を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体で推進するパッケージアプローチ



## ▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



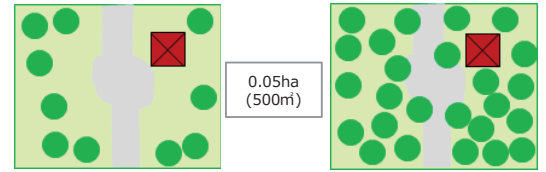
## 事業内容

都市公園等の整備により、安全で快適な緑豊かな都市環境の整備を推進し、豊かな国民生活の実現等を図る。  
 脱炭素先行地域等において、CO<sub>2</sub>吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備についての事業を追加し、支援する。

## 要件

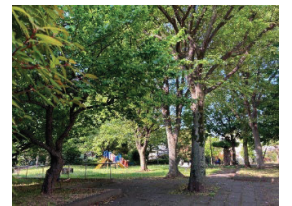
対象地域要件	脱炭素先行地域、緑化地域又は緑化重点地区内
都市公園等整備水準要件	以下に掲げる i) ~ iii) の要件のいずれかを満たすこと i) 都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10㎡未満 ii) DID地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満 iii) 対象地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満
規模要件	1箇所500㎡以上かつ5箇所以上
緑化要件	緑化率8割以上で樹木が過半を占める
対象事業内容	・施設整備 （既設公園の場合は緑化要件を満たすに限る） ・用地取得
事業費要件	全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上

## 樹木主体の公園のイメージ



平均的な都市公園  
 [樹木が約10本]

樹木主体の都市公園  
 [緑化率8割の過半（敷地全体の4割以上）が樹木（約25本）]



出典：国土地理院ウェブサイト

**補助率** 1/2（施設整備に関するもの）、1/3（用地取得に関するもの）

**補助対象者** 地方公共団体

## 問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419  
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5868）

**参考URL**：<https://www.mlit.go.jp/page/content/001583486.pdf>

## 事業内容

「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的に支援する。

## 補助対象事業

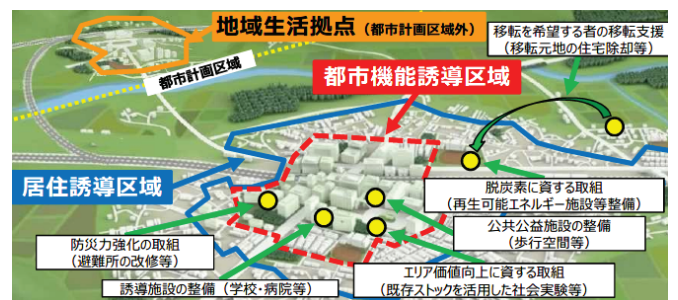
都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、古都保存・緑地保全等事業、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設、既存建造物活用事業、提案事業等

### 【脱炭素に資する取組に対する支援】

- ZEB Readyレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
  - 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
  - 自立分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム等）の支援対象に熱導管を追加
  - 地域防災計画に位置づけられた防災拠点または、帰宅困難者の受入等に関する協定に規定する一時滞在施設
- さらに、いずれかの拠点等における指定公共機関の施設を追加

※コージェネレーションシステム等は令和3年度から拡充

## ▼都市構造再編集中支援事業の概要▼



## ▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



## 補助率

1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）

## 補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会、都道府県等※、民間事業者等※

※ 直接補助の場合、都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設の整備を支援

## 問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5879）

## 事業内容

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。

### ▼まちなかウォークブル推進事業の概要▼



## 補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業、提案事業等【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】

- ZEB Readyレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- グリーンインフラの整備等の重点的に取り組むテーマを設定した場合に、計画策定等を支援対象に追加

補助率 1/2

補助対象者 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会、NPO等(間接補助のみ)  
【補助金】都道府県、民間事業者等

## 問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311(内線5879)

### ▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



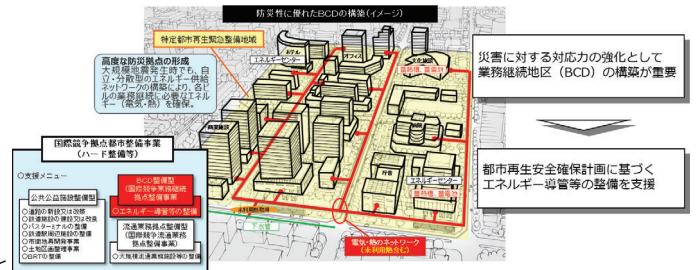
## 事業内容

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行う、防災性向上や脱炭素化に資するエネルギー面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援する。

## 補助対象物

- 整備計画事業調査、エネルギー導管等整備事業【脱炭素に資する取組に対する支援】
- エネルギー貯留施設の整備を支援対象に追加
  - 未利用熱を取得するための導管(河川熱導管等)が支援対象となることを明確化
  - 「特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域」を事業対象区域に追加
  - 防災行政上重要な指定公共機関等が災害時にも電気や熱の安定供給が確保されるよう既存建築物への接続に必要な設備を追加

### ▼国際競争業務継続拠点整備事業の概要▼



### ▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



補助率  
整備計画事業調査：1/2  
エネルギー導管等整備事業：2/5

補助対象者  
整備計画事業調査：地方公共団体、法律に基づく協議会(直接補助)  
エネルギー導管等整備事業：地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会(直接補助)、民間事業者等(直接補助※1、間接補助※2)

## 問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311(内線5879)

※1 民間事業者等への直接補助による支援の場合  
補助基本額は補助対象事業費の23%  
※2 民間事業者等への間接補助による支援の場合  
補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

## 事業内容

全国の牽引役となるモデルプロジェクトとして、地域のスマートシティ実行計画に基づき、データや新技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けて取り組む実証事業を支援

## 補助対象物

**都市サービス実装タイプ**：先進的な都市サービスについて、**早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業**  
**戦略的スマートシティ実装タイプ**：国が定める特定の政策テーマに関する先進的な都市サービスについて、**早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業**



## 補助率

**都市サービス実装タイプ**：3,500万円上限（定額補助）  
 実行計画に基づく取組のコンソーシアム※負担額が国の補助額を上回ること  
**戦略的スマートシティ実装タイプ**：5,000万円上限（定額補助）  
 実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

## 令和8年度の戦略的テーマ

- ① 地域資源の発掘・発信による地域の賑わい・生業創出
- ② リアルタイムでの環境情報の提供等による回遊の高度化（暑熱対策等）
- ③ 地域における屋内外の面的な見守りのデジタル化

## 問い合わせ先

国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 03-5253-8422

## 事業内容

官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を支援する。

令和6年度より、気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上を目指す「まちづくりGX」の加速に向けて、緑地の評価・認定制度の認定を受けた質の高い緑地の整備等を支援対象に追加した。

## 支援対象

- イ 公園緑地の整備及び用地取得
- ロ 公共公益施設の緑化
- ハ 民間建築物の緑化（公開性を有するものに限る）※1
- ニ 市民農園の整備
- ホ 緑化施設の整備
- ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2のみ）
- ト グリーンインフラに関する計画策定
- チ 整備効果の検証
- リ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等



※1 脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500m以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。  
 ※2 防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）  
 ※3 認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。  
 ※4 都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む）を伴う市区町村事業においては、都市公園等整備水準要件を適要する。

**補助率** 1/2（施設整備に関するもの） 1/3（用地取得費）

## 補助対象者

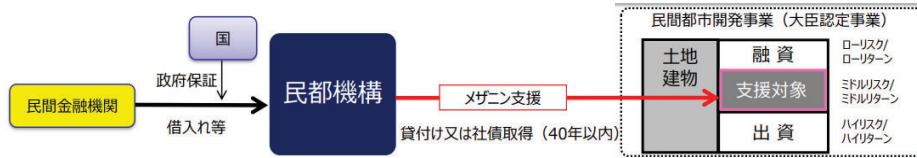
地方公共団体を含む官民連携協議会、民間事業者、独立行政法人都市再生機構

## 問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419  
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5868）

## 事業内容

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。



## 対象区域

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

## 対象事業

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が原則 1 ヘクタール以上であること※1
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）※2※3
- ・省エネ基準に適合していること

## 支援限度額

次のうち、いずれか少ない額

- ①総事業費の50%
- ②公共施設等※4の整備費  
（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※5の整備費、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

- ※1 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること  
都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ※2 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
- ※3 期限20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ※4 公共施設のほか、都市利便施設、建築利便施設及び情報化基盤設備の整備費用を対象とする。
- ※5 外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000m<sup>2</sup>以上の施設）を含む。

## 対象事業者

民間事業者

## 問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、資源循環分野の脱炭素化促進事業

## 事業内容

生産・廃棄段階のCO<sub>2</sub>排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO<sub>2</sub>排出削減を促進する。

## 補助対象物

廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

## 補助率

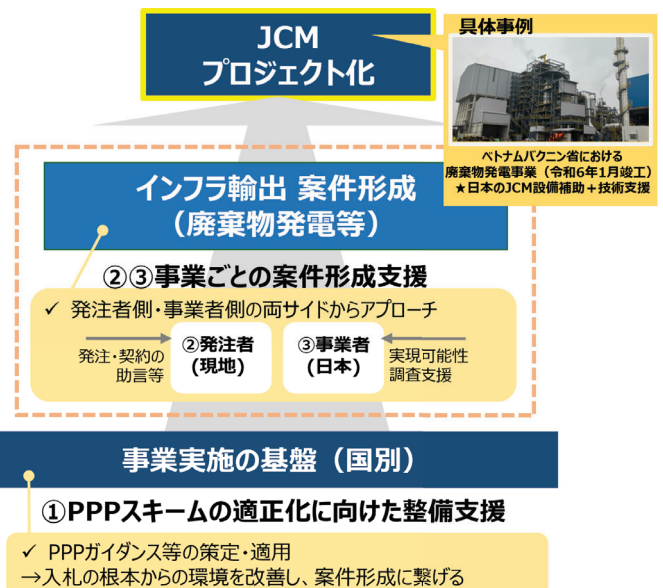
大企業1/2 中小企業2/3

## 補助対象者

民間事業者・団体等

## 問い合わせ先

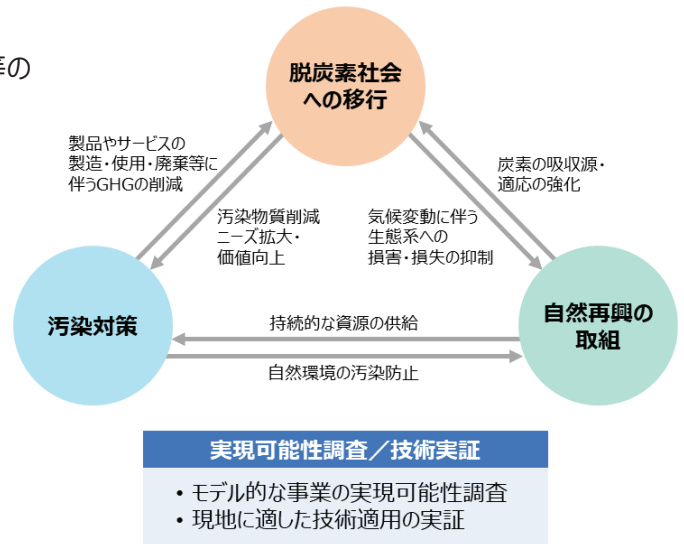
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



**事業内容**

JCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やオゾン層破壊等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ



**補助対象物**

JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題・社会課題との相乗的な解決に向けたモデル的なJCM事業の案件形成に向けた技術実証

**補助率**

大企業1/2 中小企業2/3

**補助対象者**

民間事業者・団体等

**問い合わせ先**

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336  
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

**事業内容**

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

**補助対象物**

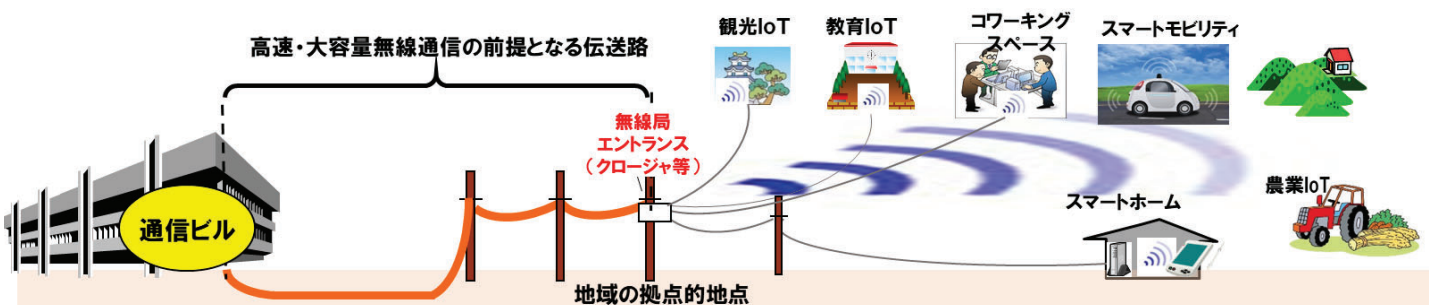
伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

**補助対象者**

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等  
間接補助事業者：民間事業者

**補助率**

実施主体等により、4/5～1/3



**問い合わせ先**

北海道総合通信局 情報通信振興課 011-709-2311(内4714) [chiiki-s@soumu.go.jp](mailto:chiiki-s@soumu.go.jp)

**巻末**  
**ゼロカーボン北海道の取組**

## 地球温暖化防止活動推進センター



全国地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）の第三十九条に基づいて指定されている、地球温暖化対策に関する普及啓発を行う組織です。HPには、教材等で使える図表や素材、パンフレット等が掲載されています。

全国地球温暖化防止活動推進センターHP：<https://www.jccca.org/>

温対法の第三十八条は地域地球温暖化防止活動推進センターについての条項となっており、北海道では、公益財団法人北海道環境財団が指定を受けています。

（公財）北海道環境財団HP：<https://www.heco-spc.or.jp/>

## 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

[https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local\\_keikaku/](https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/)



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体が策定することとなっている「地方公共団体実行計画」を策定するにあたって必要な情報を提供するHP。

計画策定にあたって必要な考え方、マニュアルや排出要因分析に活用可能な按分法による現況推計を分析データを環境省が実施して、各市町村ごとにまとめた「自治体排出量カルテ」等のツール等も掲載されている。

## REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム

<https://repos.env.go.jp/>



**2025年3月リニューアル！**

再エネ関連情報の提供により、再生可能エネルギーの導入促進検討支援を行うポータルサイト。

地域脱炭素の実現に向けた検討にあたり、再エネポテンシャルの把握や再エネ導入目標設定、計画策定、促進区域の検討をREPOSが支援します。





# 相談

# ゼロ北テラス

## ～市町村向け脱炭素よろず相談窓口～

### ● 総括窓口 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 011-299-2460

Mail:CN-HOKKAIDO@env.go.jp

北海道総合通信局  
情報通信部電気通信事業課  
TEL : 011-709-2311(内4703)  
Mail:jgo-hokkaido@soumu.go.jp

北海道農政事務所  
企画調整室  
TEL : 011-330-8801  
Mail: hokkaido\_kikaku@maff.go.jp

北海道森林管理局  
総務企画部企画課  
TEL : 011-622-5228  
Mail:h\_kikaku@maff.go.jp

北海道経済産業局  
資源エネルギー環境部  
資源エネルギー環境課  
TEL : 011-709-2311(内2702、2703)  
Mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

北海道開発局  
開発監理部開発連携推進課  
TEL : 011-709-2311(内5455、5419)  
Mail:hkd-ky-zeroarbon@gxb.mlit.go.jp

北海道運輸局  
交通政策部環境・物流課  
TEL : 011-290-2726  
Mail: hkt-kanbutsu-sa1tsu@gxb.mlit.go.jp

開発建設部	名称	電話	e-mail
札幌開発建設部 地域連携課	地域づくりの相談窓口	011-611-0281	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0138-42-7740	hkd-hk-chiikirenkei@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0134-23-8035	hkd-ot-chiiki@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部 地域連携課	地域づくりに関する相談 窓口	0166-32-3079	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部 地域連携課	地域活力推進窓口	0143-25-7053	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0154-24-7395	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0155-24-3195	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0152-44-6851	hkd-ab-chiiki@gxb.mlit.go.jp
留萌開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0164-42-2395	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0162-33-1185	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

# ゼロ北メーリス

- ゼロカーボン北海道に関連する情報をお届けします。

## 配信内容

- ① 国の補助事業等の公募情報
- ② 地域脱炭素に関する制度や動向の情報
- ③ 地方支分部局主催のシンポジウム等の情報
- ④ ゼロカーボン北海道タスクフォースの情報 等

## 登録方法

「氏名」「所属」「登録を希望するメールアドレス」をメールにてお知らせください。

【登録メールの送付先】

送信先：CN-HOKKAIDO@env.go.jp

【件名】

地方自治体の方：ゼロ北メーリス（地方自治体）登録希望

民間事業者の方：ゼロ北メーリス（民間事業者）登録希望

参考URL：[http://hokkaido.env.go.jp/earth/post\\_124.html](http://hokkaido.env.go.jp/earth/post_124.html)

# 御意見・お問合せ先

- 本ハンドブックにつきまして、御意見・お問合せがありましたら、以下のアドレスまで御送付ください。

- **送付先** 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室  
TEL：011-299-2460  
Mail:CN-HOKKAIDO@env.go.jp

★「こういったところがよかった」といった御意見もお待ちしております！